

正副委員長の選出について

1 選出方法

厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会規則	
(委員長等)	
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。	
2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。	
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	

2 委員名簿（敬称略、50 音順）

No.	役職	氏 名	専 門	所 属 等
1	委員	うえまえ ゆきお 上前 行男	行政	厚木市 副市長
2	委員	すずき てつ 鈴木 徹	行政	厚木市 許認可担当部長
3	委員	ないとう さとる 内藤 悟	行政	厚木市 市街地整備担当部長
4	委員	まつい まさひろ 松井 正宏	構造	東京工芸大学 教授
5	委員	やまざき としひろ 山崎 俊裕	公共建築計画	東海大学 教授
6	委員	やまもと よしひで 山本 佳嗣	設備	東京工芸大学 准教授

3 正副委員長

委員からの推薦又は事務局（案） ☐ 委員長 ☐ 副委員長
--

厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会規則

(設置)

第1条 厚木市複合施設実施設計・施工業務を発注するに当たり、プロポーザル方式の審査等により当該業務を受託する受注候補者及び次点候補者を特定するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) プロポーザル方式の種別に関する事項
- (2) 公募型プロポーザル方式にあつては、提案資格に関する事項
- (3) 指名型プロポーザル方式にあつては、技術提案書の提出を要請するものの選定に関する事項
- (4) 提出を要請した書類等の審査に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年9月30日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市街地整備課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月19日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

会議の公開方法について

1 会議等の公開に対する本市の考え方

厚木市自治基本条例
(審議会等の運営) 第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関(以下「審議会等」という。)を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。 3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。
厚木市情報公開条例
(行政文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (3) 実施機関内部(略)における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (会議の公開) 第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 非公開情報に該当する事項を審議する場合 (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合
厚木市会議等の公開に関する指針
3 会議の公開の基準 審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。 (1) 会議において、条例(厚木市情報公開条例を指す。)第7条の規定に該当する情報に関し審議する場合 4 公開・非公開の決定 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

2 特定委員会の公開方法

事務局（案）	
	特定委員会の会議の公開に関する規定として、「厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱」を別紙のとおり定めます。 <u>受注候補者及び次点候補者が公開されるまでは、原則、非公開とします。</u> 特定委員会における審議が終了し、受注候補者及び次点候補者が公表された後、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開します。
非公開理由	ヒアリング実施前に審査基準等を公開することは、厚木市情報公開条例第7条に規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」等に当たることから、非公開とします。 また、ヒアリングを公開することは、厚木市情報公開条例第7条に規定する「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」等に当たることから、非公開とします。 受注候補者及び次点候補者の公表後、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開します。

厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会
会議等の公開に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）の会議等を公開することによって、その審議状況を市民に明らかにし、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

（会議の公開の基準）

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第31条第3項及び厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

（1）会議において、条例第7条の各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

（2）会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

（公開の方法等）

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

（1）委員会の会議のうち、公開で行う会議については、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、公開を行うものとする。

（2）傍聴の申込みは当日の先着順の受付とする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

（公開の周知）

第4条 委員会の会議を公開する場合は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、厚木市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

2 当該会議の公開の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。ただし、第2条第1項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

（資料の配布及び閲覧）

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

（遵守事項）

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

（1）委員長の許可なく会議の様態を撮影又は録音しないこと。

（2）委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

（3）その他会議の秩序を乱したり、妨げになるような行為をしないこと。

(会議録の公開)

第7条 委員長は、委員会の会議の概要を要点筆記した会議録を会議終了後速やかに作成し、市政情報コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、厚木市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。ただし、第2条第1項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

2 市政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置を講じなければならない。

3 会議録等の公開期間は、当該公開の日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、市街地整備課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議等の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

書面会議の開催方法について

1 書面会議の開催に対する本市の考え方

厚木市行政総務課長発信文書「附属機関の会議を書面で行う場合の取扱いについて（通知）における「書面会議に関する基準」

附属機関の会議は、本来、書面による会議を想定していないことを踏まえ、やむを得ず書面会議を実施する場合は、その附属機関の設置根拠、案件の緊急性、内容を総合的に勘案し判断するものとする。

2 案件の緊急性

附属機関の意見が得られないことにより、意思決定が遅延し、市民の権利利益などの公益を確保することができない場合は、書面による会議の実施を検討する。

3 案件の内容

案件の内容が書面会議に適したもので、実施した場合に有効な会議として成立するかをあらかじめ確認すること。

※書面会議に適していると考えられるものの例

- ・ 書面により案件の内容が明確に理解できるもの
- ・ 書面により委員の賛否を求める案件であるもの
- ・ 合議体として意見の集約が必ずしも必要でないもの

※書面会議に適さないと考えられるものの例

- ・ 委員の意見を積み上げ、会として意見をまとめ上げるもの
- ・ 許認可など行政処分等を行う際に意見（審議）を求めるもの

2 特定委員会の書面会議開催方法

原則、対面による会議の開催を想定していますが、状況の変化により、対面による開催が難しい場合に備え、書面会議の開催の可能性を残すため、「厚木市複合施設実施設設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会書面会議開催要領」を別紙のとおり定めます。

厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会
会書面会議開催要領（案）

1 会議の日

書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を附属機関が受領した日とする。

2 案件

書面会議に諮ることができる案件は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会の運営に関する案件に対する賛否
- (2) 厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会が調査審議する受注候補者及び次点候補者の特定に関する案件に対する賛否

3 実施方法

(1) 書面会議の議案書等

書面会議の実施に当たっては、返信期日を指定し、議案書及び参考資料並びに書面表決書を委員に送付するものとする。

(2) 会議の成立要件

期日までに過半数（会議の定足数の規定による委員の数）からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

(3) 議決方法

議決は、書面表決書ごとに会議に出席したものとみなした委員の過半数（議決要件の規定による委員の数）の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによることとする。

(4) 会議結果

書面会議開催後、委員長は、各委員の表決内容及び意見を取りまとめ、その結果を全委員に送付するものとする。

また、会議録は、厚木市情報公開条例及び厚木市複合施設実施設計・施工事業者選定に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、書面会議による開催が分かる内容とし、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部をホームページ及び市政情報コーナーで公表しなければならない。ただし、要綱第2条第1項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

4 報酬

報酬は、表決をした委員に対して、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づく額を支払うものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月27日から施行する。

厚木市複合施設 基本設計の概要

※ 基本設計段階の検討であり、今後実施設計を進めることで変更が生じる場合があります。

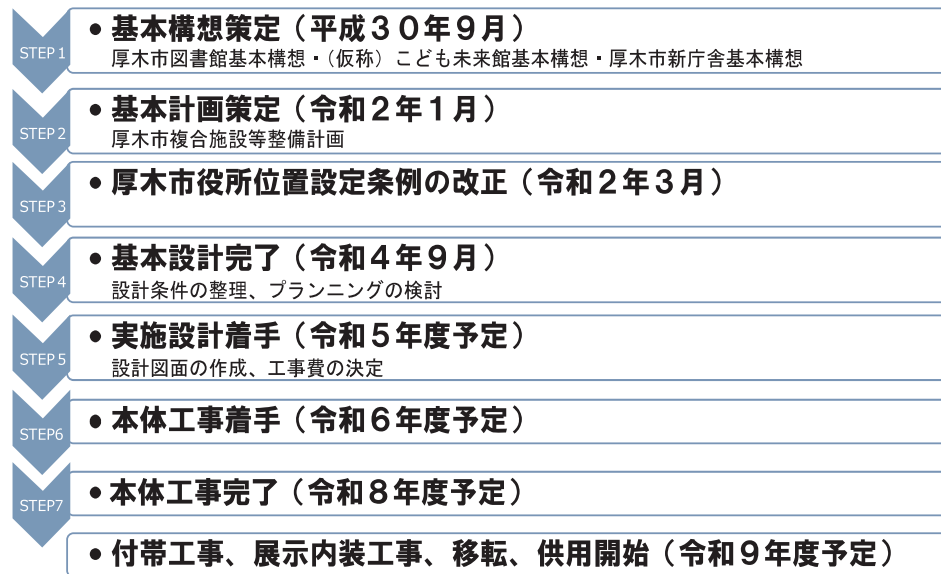
※ これまでの意見交換会等でいただいた内容に関する箇所に「★」を付しています。

令和4年10月
厚木市

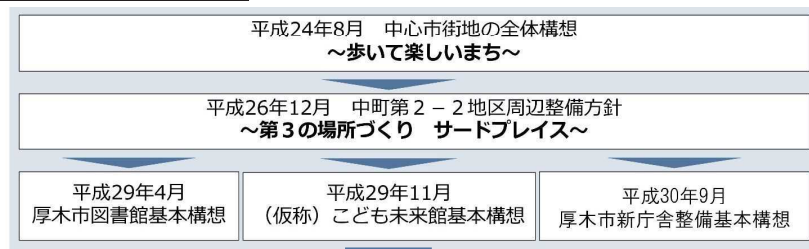
(1) 基本設計方針	…01
(2) 基本設計コンセプト	…02
(3) 計画敷地概要	…03
(4) 配置計画	…04
(5) 階層計画	…05
(6) 平面計画	…06
(7) 外装計画	…12
(8) 内装計画	…13
(9) 構造計画	…14
(10) 業務継続計画	…15
(11) 環境計画	…16
(12) ユニバーサルデザイン計画	…17
(13) サイン計画	…18
(14) 外構計画	…19
(15) 維持管理計画	…20
(16) 工程計画	…21

(1) 基本設計方針

1) これまでの経緯と今後の予定



2) 複合施設整備における基本理念



令和2年1月厚木市複合施設等整備基本計画

《複合施設のコンセプト》

—いきいきと生きる日々、すてきな時間を過ごすことができる
サードプレイスを目指して—
「いい日々、いい時間。」

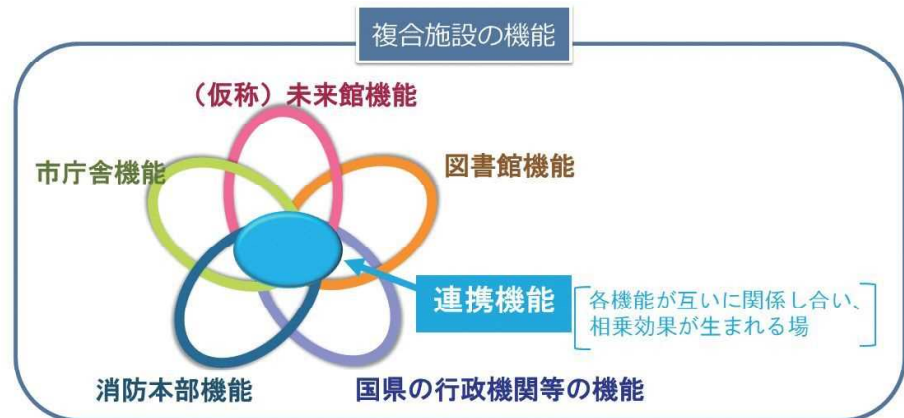
サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民の皆様が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

3) 複合施設整備における基本方針

- (1) 誰もが訪れやすく、一人一人に合わせたサービスを提供する施設
- (2) あらゆる世代の皆様にとっての居場所や気付きの場となる施設
- (3) 複合化によるメリットをいかし、絶え間ない交流、活動が生まれる施設
- (4) 将来変化に柔軟に対応し、長きにわたり利用することができる施設
- (5) 中心市街地のシンボルとして誇りと愛着を感じることができる施設



4) 複合施設整備の機能



機能	主な用途
連携機能	案内・相談（総合案内、相談対応ブースなど） 展示・交流（エントランスエリア、交流スペース、カフェなど） その他（子育て家庭関連スペース、金融機関など）ほか
図書館	開架・閲覧エリア（大人向け）（一般書架、雑誌架、静かな部屋など） 開架・閲覧エリア（子ども・10代向け）（児童書架、様々な閲覧席など） 書庫エリア ほか
（仮称）未来館	屋上（天体観測ドームなど） プラネタリウムなど （サイエンスショーコーナー、特別展示など）ほか
市庁舎	窓口機能、事務機能、議会機能、災害対応機能ほか
消防本部	事務機能、その他諸室ほか
国県の行政機関等	国の行政機関、神奈川県行政機関ほか

(2) 基本設計コンセプト

1) 複合施設整備のコンセプト

ア あつぎの新しい「結び目」をつくる

まちにあふれる小さなアクティビティ※1に対する新しい「結び目※2」としての役割を担う複合施設を整備します。

※1 地域で行われている活動や交流

※2 【気づき】【交流】【連携】など
2以上のものが関係性を持ち、新たに
なにかを創出する接点としての結びつ
きの総称として使用

イ 並べて結ぶ - 新しいあつぎの 協働・挑戦・実践の場

行政と市民活動の場を水平に並列させ、それ
ぞれの機能をしっかりと担保した上で、それぞれ
が好影響を与え合える関係を創り出します。

ウ 「ユカ※3」と「ニハ※4」 - 行政と市民の皆様の 確かな関係を育む空間構成

複合化のメリットを最大限いかすために、
各機能が互いに関係し合い相乗効果が生ま
れる「気付き」を育むことができるように
連携機能を効果的に配置します。

※3 市民活動を支え、進化・成長を受け止める庁舎機能

※4 気づき、学び、創造し、育む場としての図書館機能・未来館機能

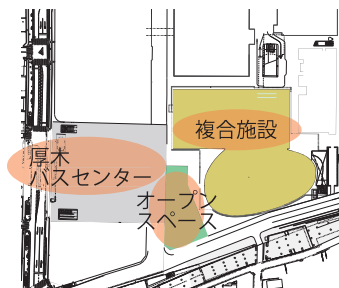
2) 複合施設の整備方針

基本方針に基づき、基本設計における整備の方針を次のように定めます。

ア 誰もが訪れやすく、一人一人に合わせたサービスを提供する施設

★【本施設の特徴①】

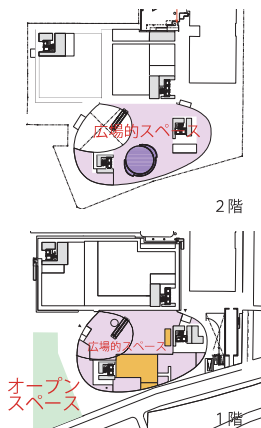
・再整備予定の厚木バスセンターとオープンスペース、複合施設が一
体となったサードプレイスの創出を目指し、屋内外ともに全ての利用
者の皆様が気軽に立ち寄りたくなる施設として整備します。



イ あらゆる世代の皆様にとっての居場所や気づきの場となる施設

★【本施設の特徴②】

・利用者の皆様の暮らしや仕事、環境など、様々な課題を解決するき
っかけとなる「気づき」が起りやすくなるよう、サードプレイスとして
居心地よくリラックスし集中できる施設とするため、複合施設の中心
に各機能を結ぶ連携機能として「広場的スペース」を配置し、相乗効
果が生まれる場として整備します。



ウ 複合化によるメリットをいかし、絶え間ない交流、活動が生まれる施設

★【本施設の特徴③】

・様々な機能を一つの施設に複合化することにより、利用者の皆様の
利便性の向上が図られるとともに、今まで出会う機会の少なかった
多様な人々が交流することにより、創造的なアイデアや市民活動が
生まれる施設として整備します。

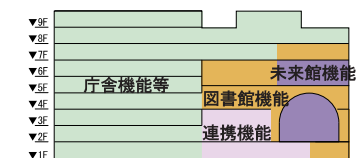
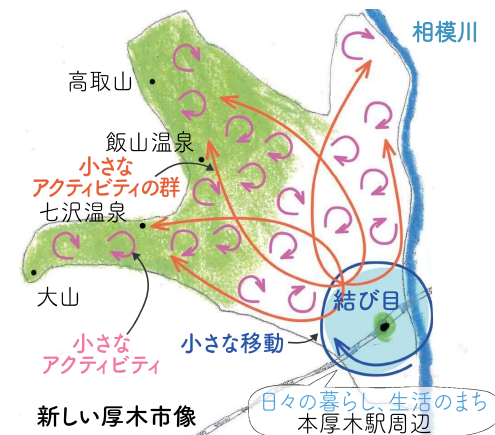
エ 将来変化に柔軟に対応し、長きにわたり利用することができる施設

★適切な維持管理を計画的に実施することにより、長期にわたり利用
者の皆様が利用することができる施設として整備します。
・壁を極力減らし、グループアドレス※5化やローパーテーションの活用
により、業務内容の変化による区画変更や将来の改修に容易に対応
できる施設とします。

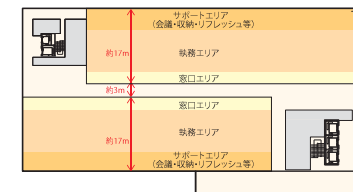
※5 部や課ごとに席のエリアを指定し、割り当てられたエリア内で固定席を持たずに、ノ
ートパソコンなどを活用して好きな席で働くワークスタイルのこと。個人席を決めず空
いている席を使う形式でその時執務エリアにいない人のスペースを有効活用するこ
とができます。

オ 中心市街地のシンボルとして誇りと愛着を感じることができる施設

★利用者の皆様が誇りと愛着を感じることができる施設を目指し、
使いやすさや安全性、意匠性が最適化された施設として整備します。



並列化し、かつ混合化することにより水平展開による連携
が可能な計画とします。



執務空間をグループアドレス※5化し、将来変化に対して可
変性を担保します。

(3) 計画敷地概要

1) 敷地概要

計画地：神奈川県厚木市中町一丁目717番1ほか
敷地面積：約12,800㎡
地域地区等：商業地域
防火地域：防火地域
駐車場整備地区：駐車場整備地区
建ぺい率：80%
容積率：400%

2) 建物概要

ア 複合施設

用途：図書館、未来館、市庁舎、消防本部、国県の行政機関等
建築面積：約5,500㎡
延床面積：約46,800㎡
高さ：約43m
階数：地下1階、地上9階
構造：鉄骨造、免震構造

イ 駐輪・受水槽棟

用途：駐輪場（約120台）
建築面積：約175㎡
延床面積：約350㎡
高さ：約9m
階数：地上2階
構造：鉄筋コンクリート造

ウ 新立体駐車場

用途：駐車場（自動車約240台、
自転車約100台）
建築面積：約1,300㎡
延床面積：約7,600㎡
高さ：約22m
階数：地下1階、地上7階
構造：鉄骨造



3) 概算事業費（税込）

ア 歳出の見込み

項目	令和2年1月 基本計画	令和4年10月 基本設計	備考
実施設計業務委託	—	約9億円	
複合施設 建築工事 （駐輪・受水槽棟を含む。）	約224億円	約246億円	カーボンニュートラル対応（約24億円増）及び基本計画策定時からの物価上昇分（約22億円増）が見込まれるものの、設計の工夫により、約46億円の増額を約22億円に縮小
既存施設の改修及び解体工事	—	約9億円	保健福祉センターとの接続工事、ペDESTリアンデッキ（厚木バスセンター部分を除く。）の解体工事
外構工事 （浸水対策工事、外周道路整備を含む。）	—	約8億円	市民の皆様の安心・安全を支える災害対策機能の強化を図るため、想定最大規模に対応した浸水対策工事を始めとする外構工事
新立体駐車場 建築工事	—	約20億円	複合施設利用者用の立体駐車場を新築
計		約292億円	令和4年度厚木市一般会計補正予算第6号と同額。左記金額に物価変動による増減額を加算した額。

※ 基本計画では、複合施設本体建築工事費（約224億円）以外の外構整備費用、特殊内装工事費用、什器整備費用、移転整備費用、周辺整備費用等については、今後の設計段階において検討するとしています。

イ 特定財源（歳入）の見込み

財源内訳	令和2年1月 基本計画	令和4年10月 基本設計
都市構造再編集集中支援事業補助金（計画額）	約10億円	約30億円
厚木市庁舎整備基金	約43億円	約60億円
計	約53億円	約90億円

※ 国県の行政機関等の入居に当たり、神奈川県には区分所有としての負担金、国にはテナント入居としての賃借料について、それぞれ規模に応じた必要な金額を負担することとしています。

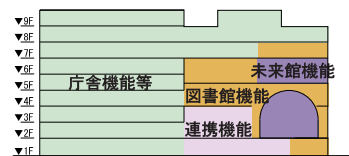
※ 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の歳入も見込んでいます。



(4) 配置計画・ゾーニング図

1)配置計画

- ・床面積の効率的な活用や、市民サービスの向上など、異なる機能が混し相乗効果を見込める並列配置を採用します。
- ・各階でそれぞれの機能が必要面積を確保しながら、無駄な空間をできるだけ抑えることができるほか、建物構造上も安定するといったメリットがあり、イニシャルコストやランニングコストだけでなく、複合施設等整備基本計画に定めた整備方針の実現性が最も高い形状となります。
- ・庁舎側は執務空間を重視した整形、広場側は文化施設として空間に特徴を持たせた多面体としています。



2)動線計画

★ 歩車分離に配慮し、安全便利な動線計画

- ・車両出入口を北側・南東側に集約し、歩行者との分離を図ります。駐車場出入口の場所を限定することにより、地上の歩行者に安全な空間を確保します。
- ・外部と内部の段差には階段やスロープを設け、主な動線には視覚障がい者用誘導ブロック等を設置します。
- ・利用者の皆様が安心して利用できる施設となるように、分かりやすいサイン計画とし、施設内の円滑な移動を支援します。

★ 自動車によるアクセス

- ・新立体駐車場は敷地北側、地下駐車場は敷地中央及び南東側に出入口を設ける計画とします。
- ・地下駐車場は地下1階にて保健福祉センター地下駐車場と接続し、利用者の皆様の利便性を高めます。
- ・敷地内に利用者用260台程度の駐車場を含む、370台程度の駐車場を整備します。

★ バスによるアクセス

- ・西側に配置される厚木バスセンター側にメインエントランスを配置し、正面からアクセスできる計画とします。

★ 自転車によるアクセス

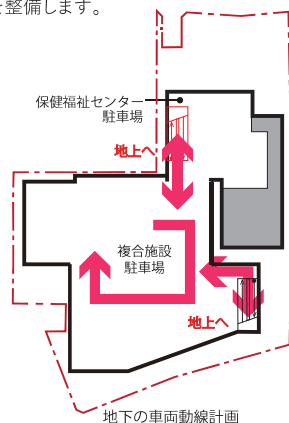
- ・南東側駐輪・受水槽棟に120台程度、新立体駐車場に100台程度の利用者用駐輪場を設ける計画とします。

★ 電車によるアクセス

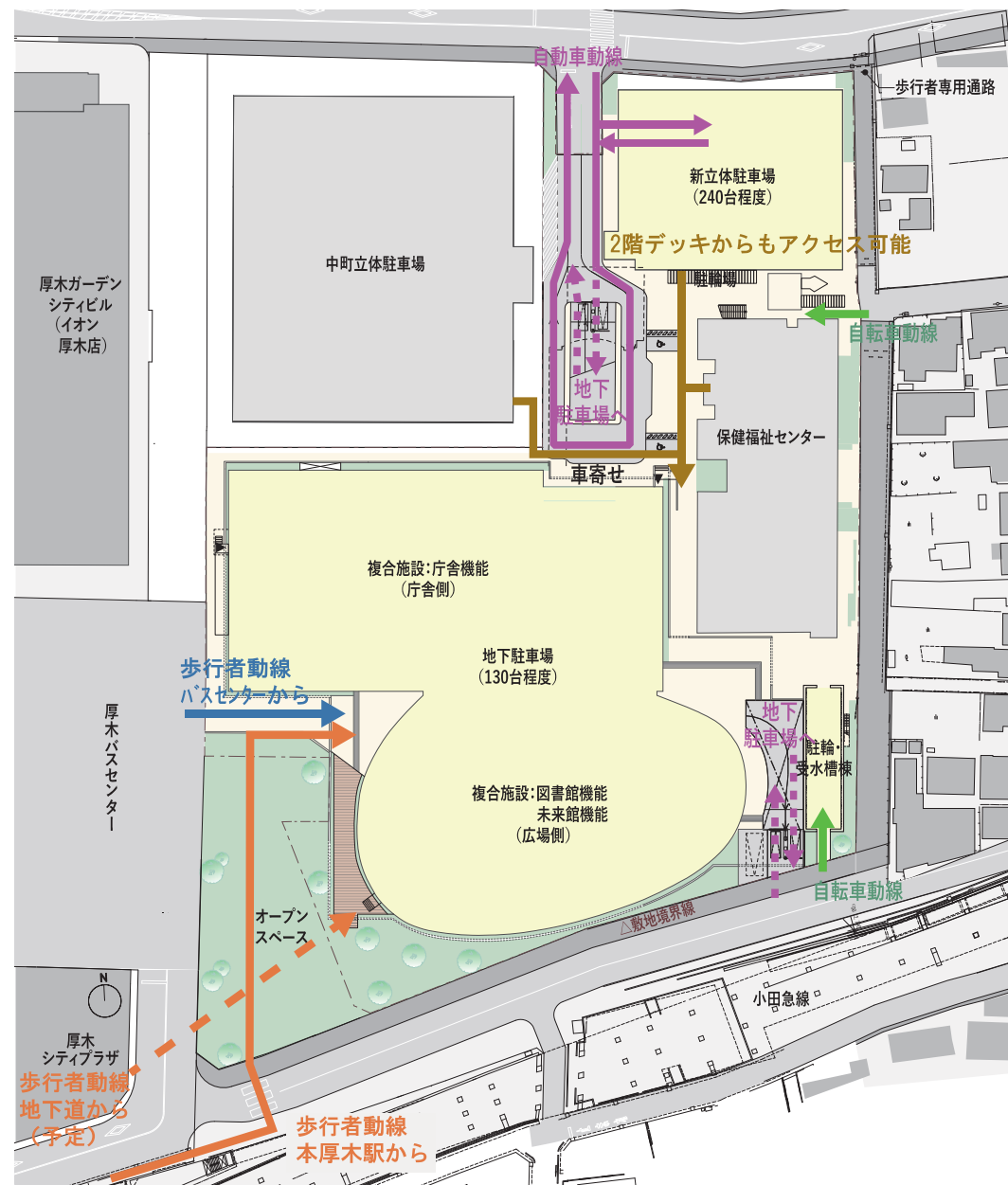
- ・南西の本厚木駅から、厚木バスセンター再整備時に延伸予定の地下連絡通路を通り、雨に濡れずバリアフリーで直接複合施設にアクセスできる計画とします。

★ 保健福祉センター・新立体駐車場・中町立体駐車場からのアクセス

- ・2階デッキからもアクセスできる計画とします。



地下の車両動線計画



(5) 階層計画

1) 階層計画の基本的な考え方

■庁舎機能と広場機能(連携機能・図書館機能・未来館機能)を接続させる効果

昨今の庁舎建設では、より市民と行政との接点を増やし、市民協働や産学公連携への発展が期待されています。

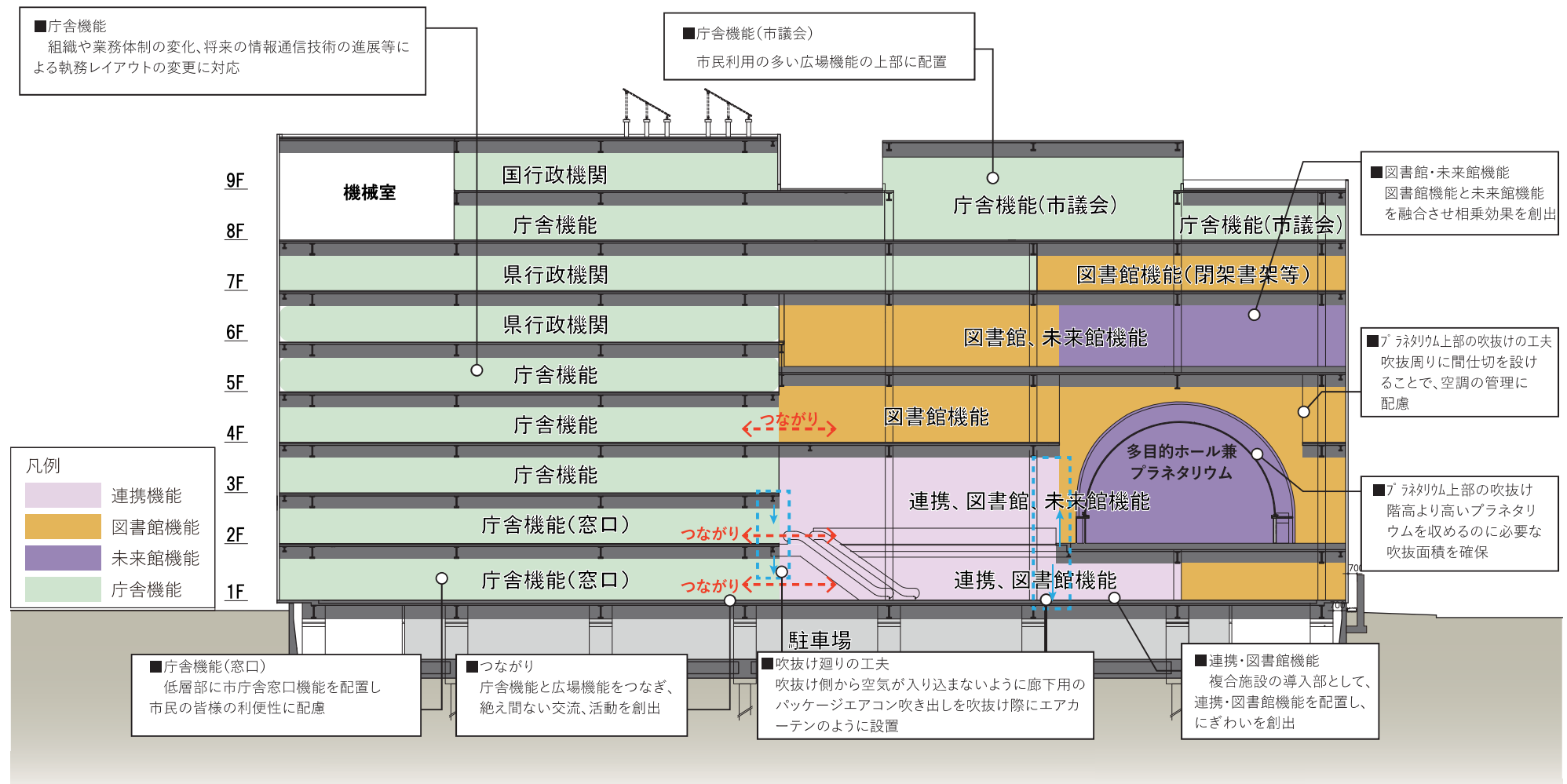
本施設でも、1、2、4階で庁舎機能と広場機能を接続する計画とします。

本施設の顔となる1、2階の広場的スペースでは、イベントや展示等が行える空間を用意することで、来館者や庁舎窓口の利用者の皆様に新たな発見や出会い、気付きを提供します。

4階では、教育・学習機能を持つ図書館と庁舎機能を接続することで、「学び」の深化を目指します。

接続部には展示スペースを設け、本市が取り組んでいる学びに関わる活動を広く利用者の皆様に伝えるとともに、利用者の皆様の声を直に聞く環境とすることで、市民の皆様と行政との接点を増やします。

庁舎機能と広場機能を接続することにより、将来的なレイアウト変更・組織変更(人口減少に伴う執務空間の減少)にも、それぞれのスペースを柔軟に活用できる計画とします。



(6) 平面計画

1) 1階

複合施設への導入部として各機能に関係し相乗効果を生み出す連携機能である広場のスペースや図書館機能などを配置し、庁舎機能である窓口との連携を図るなど、サードプレイスとして誰もが訪れやすく、様々な気付きや交流が起こる空間の場とします。

①庁舎窓口機能

利用が多い申請や届出、相談窓口を低層部に集約し、市民の皆様にとストレスなく便利で分かりやすい窓口機能を目指します。相談室や相談ブースを設け、プライバシーにも配慮した計画とします。

②待合

向き合いなどを避けた待ちやすくプライバシーに配慮したレイアウトとします。

★③トイレ

バリアフリー対応のトイレを各階1箇所以上設置します。また、誰でも利用できる個室トイレを庁舎側1,2階及び広場側1階に設置します。

★④車寄せ

送迎を要する方へ配慮し、北東入口へ設置します。



④メインエントランスからの吹抜け廻り（イメージ）



⑤総合案内

複合施設全体の総合案内として分かりやすくアクセスしやすい位置に配置します。

★⑥広場的スペース

人々が集う、様々な市民交流の場として、利用者の皆様に開かれた空間となる広場的スペースを配置します。災害時には災害対応用のスペースとするなど、柔軟な使い方ができる計画とします。

⑦案内・相談機能ほか

複合施設の各機能がそれぞれの役割を円滑に発揮できるよう、市民の皆様様の様々な相談を受け、サポートを行う機能を配置します。

★⑧カフェ・ショップ・有料席

カフェ・ショップは誰もが利用しやすく、屋外との連続性を考慮した配置とします。また、コワーキングスペースとしても利用できる有料席を隣接配置します。

⑨図書館機能

利用者の皆様に、図書館・未来館に興味を持ってもらえるよう、親しみやすい図書を中心とした書架などを配置します。

(6) 平面計画

2) 2階

エスカレータや吹抜けなどにより1階と一体的に利用できる2階には庁舎窓口機能と広場のスペース、情報発信の場としても使用できるプラネタリウムなどを配置し、1階と一体になって、サードプレイスを実現する様々な気付きや交流が起る空間の場とします。

★ ⑩授乳室

授乳室を配置します。
(男性・女性とも利用可能)

⑪図書館・未来館メインオフィス

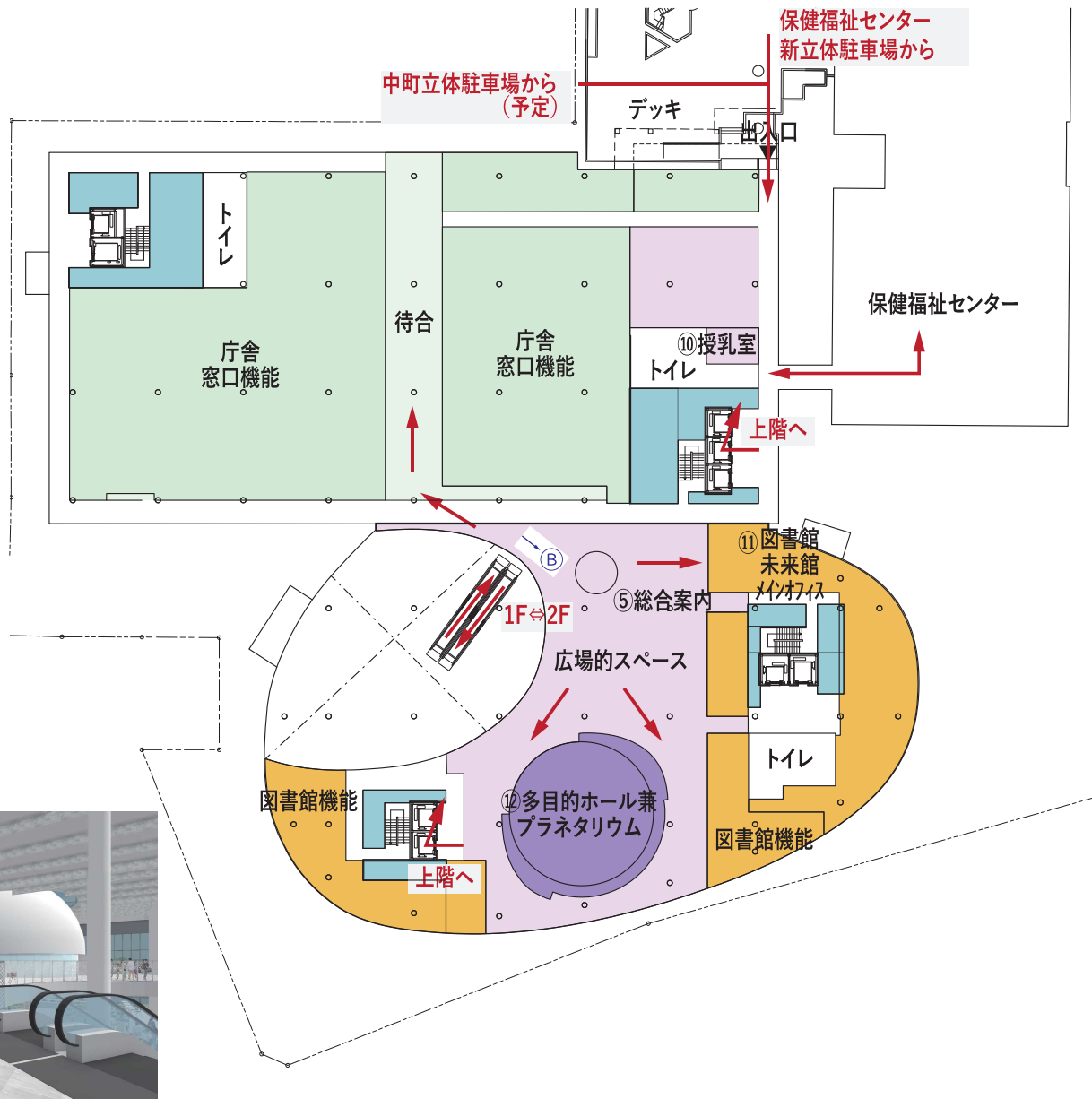
エスカレータからの動線を考慮した利用しやすい位置に図書館・未来館のメインオフィスを配置します。

★ ⑫多目的ホール兼プラネタリウム

星空を上映するだけでなく、様々な情報発信やホールとしても利用できる多目的ホール兼プラネタリウムを、小田急線からも視認できる位置に配置します。

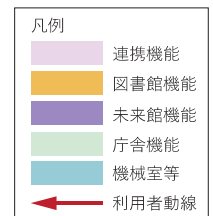
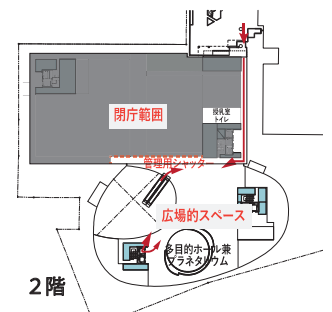
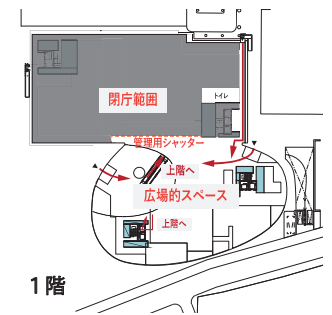


⑫ 庁舎側からの広場側フロア (イメージ)



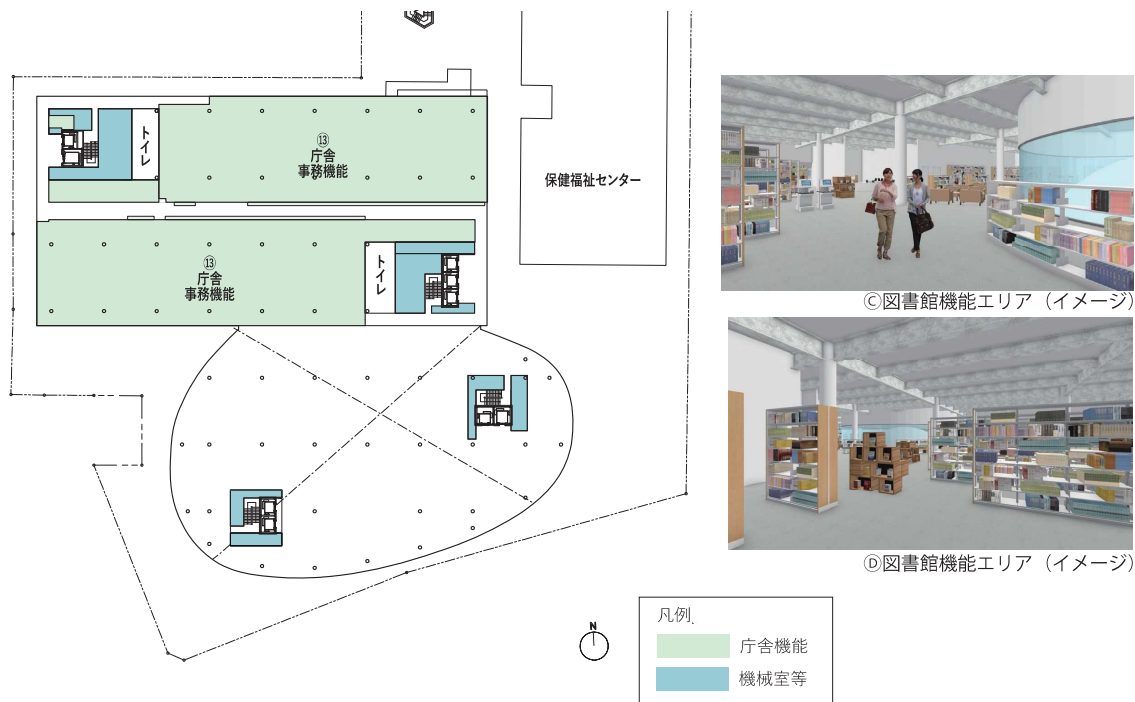
庁舎閉庁時の使い方

各施設の開館時間が時間・曜日などによって異なるため、庁舎のセキュリティを確保しつつ各施設へのアクセスを考慮した施設計画とします。



(6) 平面計画

3) 3階

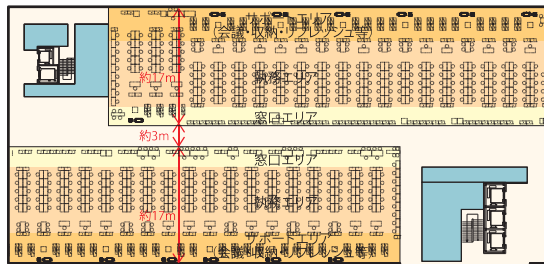


⑬庁舎事務機能

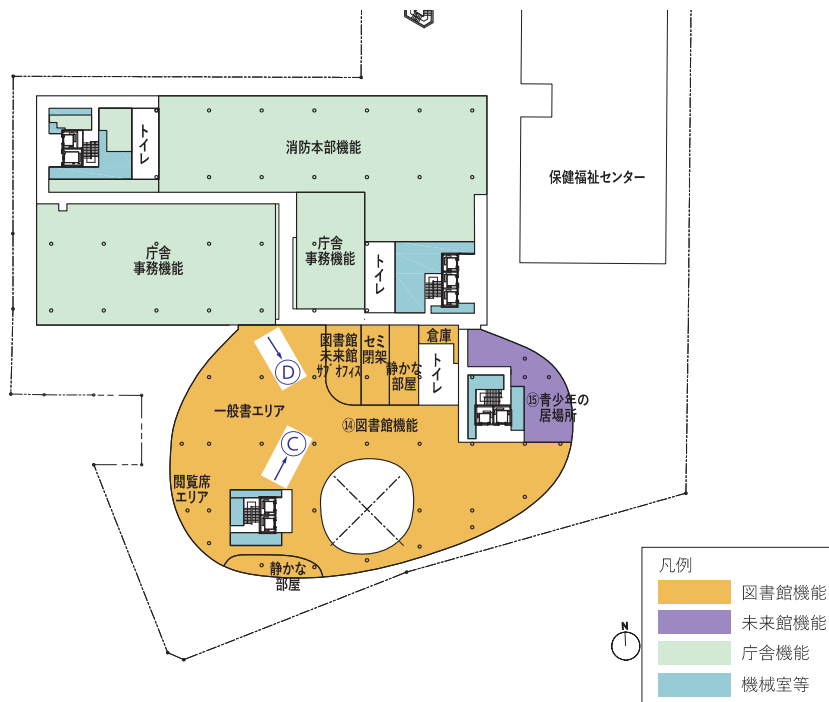
複数の部署への移動距離が短く利用しやすい中廊下タイプを計画します。
窓口エリア・執務エリア・サポートエリアに分け、各エリアが明確になるように計画します。
将来のレイアウト変更などに容易に対応できるフリーアクセスフロア^{※1}やグループアドレス^{※2}の導入を計画します。また、4階には119番の受信、出勤指令を行う消防通信指令センターや火災予防業務など、消防本部機能も配置します。

※1
オフィスビルなどの床の構造の一種で、床下全体に配線などのためのわずかな高さ空間を設けた構造のこと。レイアウトの変更や機器の増設など配線メンテナンスを機能的かつ安全に行うことができます。

※2
部や課ごとに席のエリアを指定し、割り当てられたエリア内で固定席を持たずに、ノートパソコンなどを活用して好きな席で働くワークスタイルのこと。個人席を決めずに空いている席を使う形式でその時執務エリアにいない人のスペースを有効活用することができます。



4) 4階



⑭図書館機能

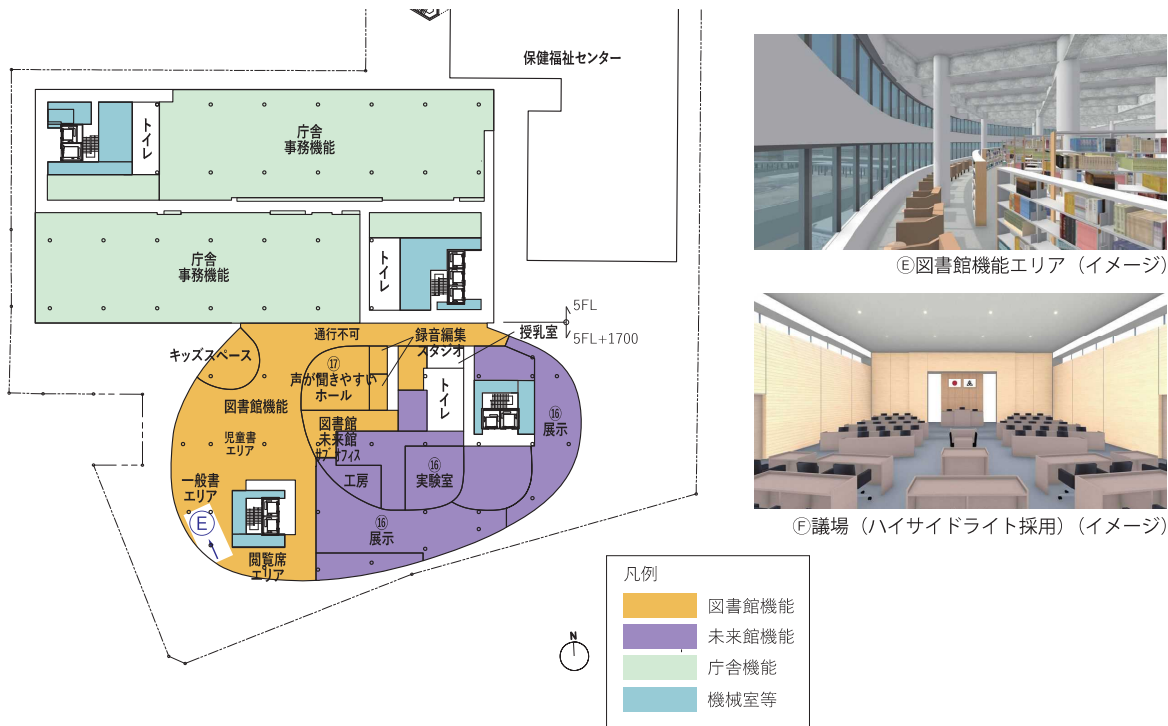
様々な特徴を持たせた席を用意することや、本を読む際の静かさに配慮した部屋を設けるなど、1000席程度を確保する計画とします。また、利用者の皆様の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点と位置付けられた図書館は、未来館や市庁舎等と一体整備することで多機能化が進み、様々な行政機関とより早く、より深く連携することができる計画とします。開架書架は20万冊程度を確保する計画とします。

⑮青少年の居場所

中学生に相当する青少年を優先するスペースを配置します。読書や自習はもちろん、自立的に同世代とゆずり合い、助け合い、認め合いながら、個性豊かなひとりの人間として成長していくための居場所、交流、活動の場とします。読書や自習といった利用方法を想定し、書架に近い位置とする一方で、一般利用者とはある程度距離を保った空間となるよう配慮しています。

(6) 平面計画

5) 5階



⑬展示・実験室

常設展示に加え、定期的にテーマを変えて展示を行う特別展示を配置するとともに、実験室・工房を配置します。

⑭声が届きやすいホール

朗読、読み聞かせ（おはなし会）、絵本ライブなど、マイクを使わずに話をする際に、声が明瞭に聞こえ、言葉の響きの美しさが伝わる空間とします。

6) 8階



⑮展望スペース（市民ロビー）

中心市街地を望める西側に配置し、市議会に来られた方の休憩スペースや展望スペースとして計画します。

⑯議場

二元代表制の一翼を担う議会として親しみやすさや温かみ、ハイサイドライトを採用したゆとりある議場とします。また、内装材に市又は県産材を使用します。

⑰傍聴席

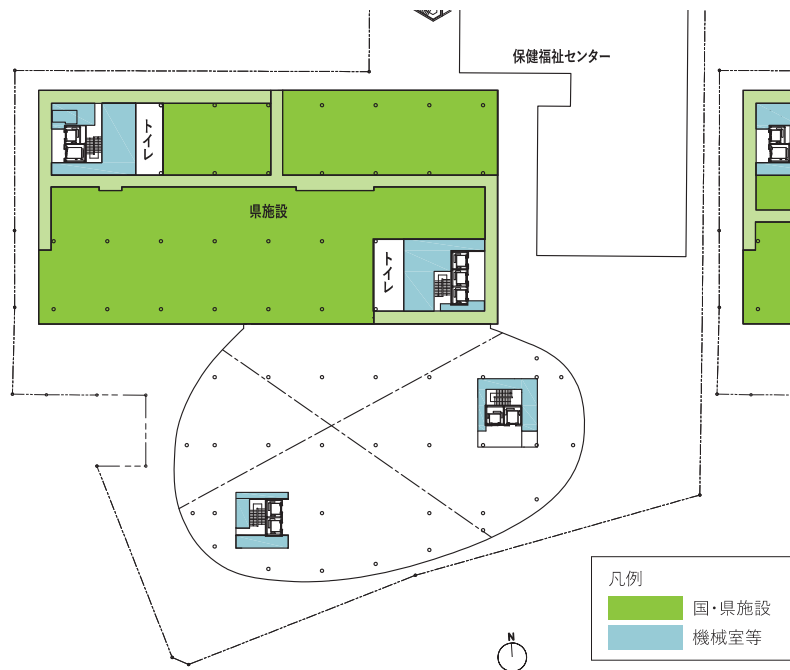
議場上部に傍聴席を設置します。また、バリアフリーに配慮した計画とします。

⑱委員会室

第一委員会室、第二委員会室を配置します。

(6) 平面計画（国・県施設）

7) 6階



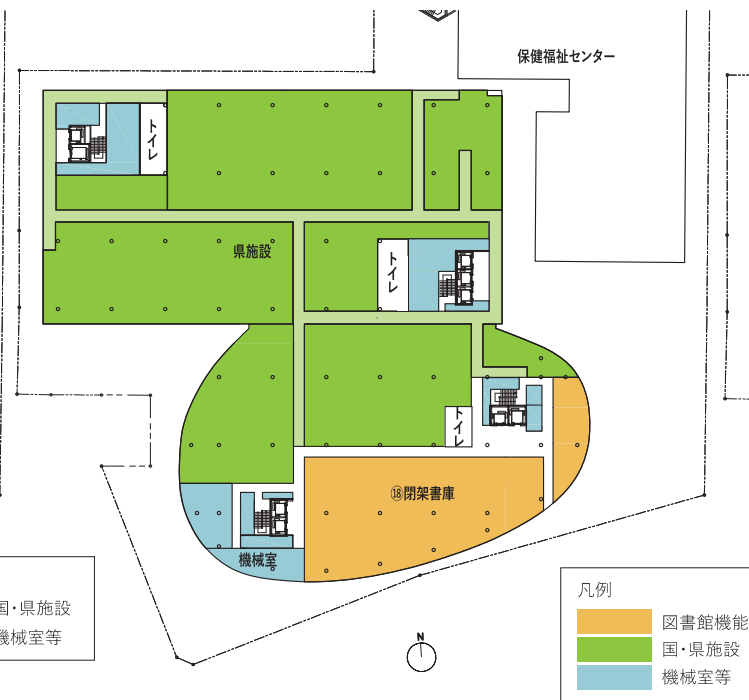
県施設

6・7階に神奈川県施設を配置し、市施設とフロアを分けることによりセキュリティが明快な計画とします。

<入居予定機関>

県央地域県政総合センター、厚木県税事務所、厚木保健福祉事務所
かながわ労働センター県央支所、県央教育事務所、少年相談・保護センター
資源循環推進課、技術管理課厚木南駐在事務所
砂防課厚木南駐在事務所

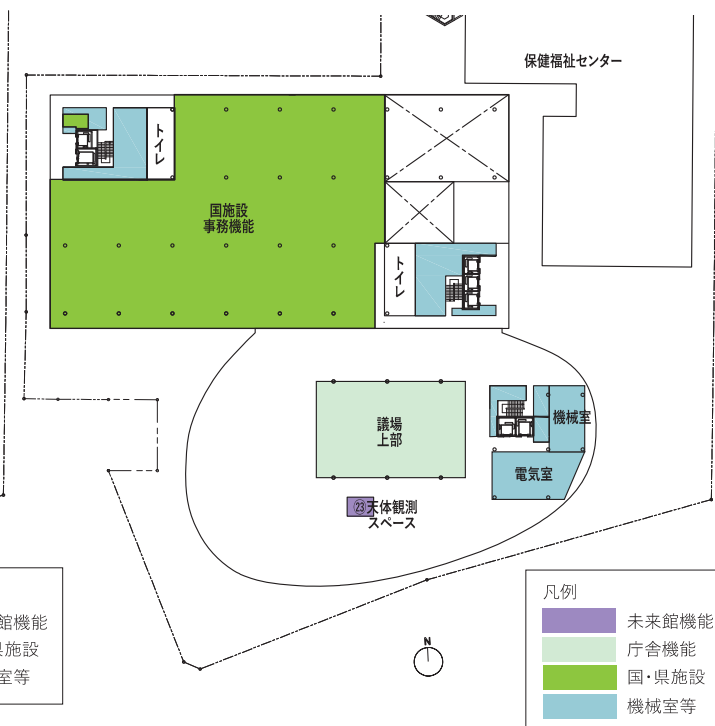
8) 7階



⑮閉架書庫

効率的に書架を収めるために電動式書庫を設置します。
閉架書架は40万冊程度を確保する計画とします。

9) 9階



国施設

9階庁舎側は国施設とし、市施設とフロアを分けることによりセキュリティが明快な計画とします。

<入居予定機関>

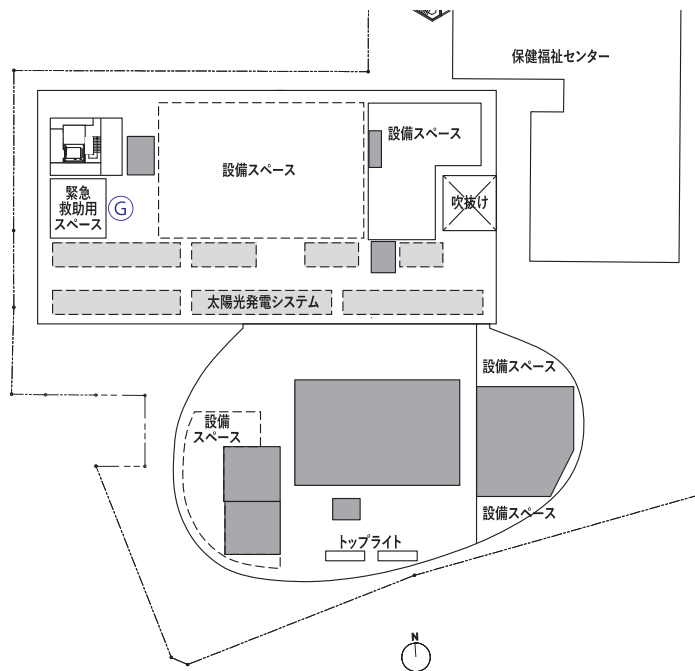
厚木労働基準監督署、厚木公共職業安定所

⑬天体観測スペース

広場側PH階に、天体観測スペースを設置します。

(6) 平面計画

10) PH階



★緊急救助用スペース

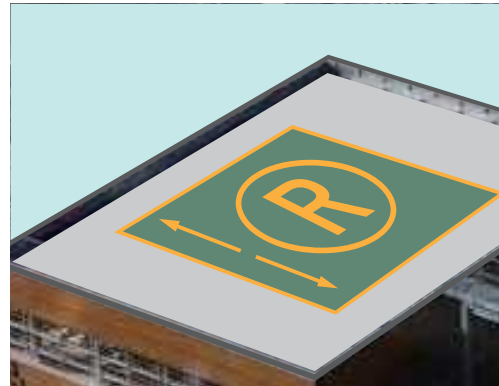
屋上塔屋の北西側に緊急救助用スペースを設置します。

吹抜け

吹抜け部分は想定楊重物置きスペースとし、設備機械等の更新やメンテナンスに対応した計画とします。

★太陽光発電

屋上に太陽光発電を設置し、施設内で使用する電力の一部に再生可能エネルギーを利用します。

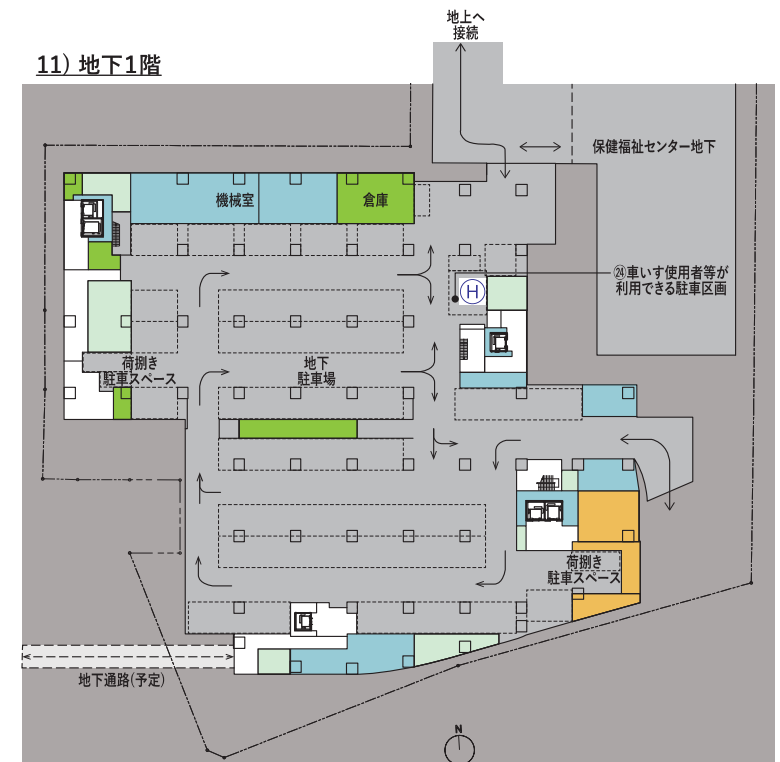


㊦緊急救助用スペース（イメージ）



㊨車いす使用者等が利用できる駐車区画（イメージ）

11) 地下1階



凡例	
	図書館機能
	庁舎機能
	国・県施設
	機械室等

★㊨車いす使用者等が利用できる駐車区画

車いす利用者等の皆様に配慮した広い駐車スペースを設置します。

★地下通路との接続

隣接する厚木バスセンターの将来的な再整備に伴い、本厚木駅前東口地下道の延伸を計画していきます。複合施設利用者の皆様の利便性向上に向け、将来的に地下道と接続できるよう計画します。

(7) 外装計画

立面計画

■外装計画の考え方

庁舎側と広場側の2つの建物が一体となったような構成の複合施設は、熱負荷軽減のため建物に対する窓の割合を約40%に絞りながら、連窓による統一感のある立面計画とします。庁舎側と広場側はそれぞれ異なる階高構成により、連窓と外壁の層状構成が表れた立面構成とします。

連窓には開閉部を設け、自然換気・通風しやすい開口形状とします。自然通風を可能とすることで、空調負荷を低減します。

広場側に設けた1階メインエントランスは、厚木バスセンター側に面して配置し、庁舎側よりも開口高さを高く確保することで開放的な空間とするとともに、利用者の皆様からの視認性を高めます。

■外壁

(押出成形セメント板 フッ素樹脂塗装)

- ・耐久性・対候性に優れた押出成形セメント板を採用します。



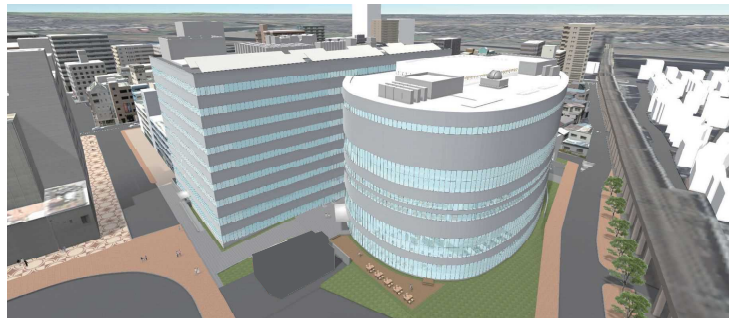
外壁：押出成形セメント板（ECP）（イメージ）

■ガラス

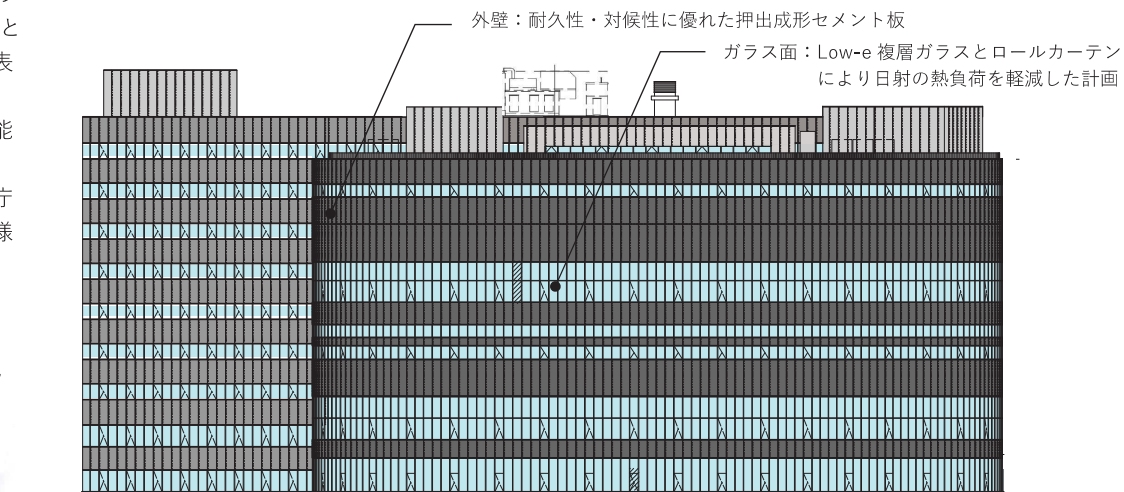
- ・断熱性に優れたLow-e複層ガラスを採用します。
また、ロールカーテンによる日射の熱負荷を軽減した計画とします。



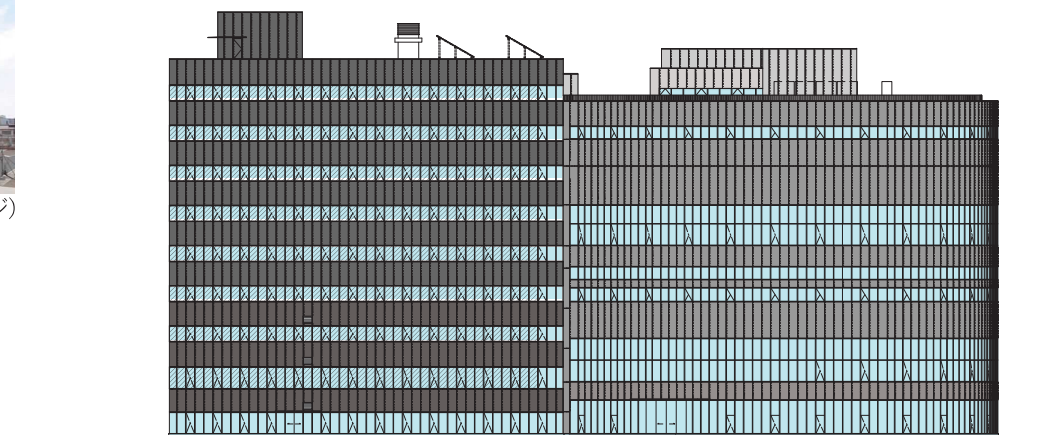
ECP+アルミサッシ横連窓（イメージ）



敷地南面からの建物（イメージ）



南側立面



西側立面

(8) 内装計画

■内装計画の考え方

- ・用途や機能に即した快適な環境づくりを目指し、内装材にはシンプルでメンテナンスが容易な素材とします。
- ・執務室や待合、廊下等の床仕上は、将来の更新性を考慮してタイルカーペットを基本とします。
- ・外部と連続する1階待合ロビーや広場側連携スペースは磁器質タイルとし、耐水性・防汚性を確保します。
- ・トイレや実験室等は、清掃性の高いビニル床シートとします。
- ・壁は、更新性に配慮し、容易に塗り替えが可能なEP塗装を基本とし、意匠性や耐水性が求められる室には、その機能に応じた化粧板等を適材適所に配置します。
- ・執務室や待合等の天井仕上は吸音性の高い岩綿吸音板とします。
- ・空間が広く、6m以上天井高さのある図書館や未来館は、地震時の天井材落下のリスクを避けるため、デックスラブラわしを基本とします。
- ・市産材又は県産材の木材を一部の内装材に使用します。

■待合ロビー、連携機能

- ・利用の多い空間であることから、耐久性、メンテナンス性に配慮した材料とします。
- ・外部空間に近接し、人通りの多いスペースであることから、床材には防滑性・清掃性の高い材料とします。
- ・開放感のある天井高さや明るい色調により、利用者の皆様が心地よく過ごせる明るい空間とします。

代表仕上

床	壁	天井
磁器質タイル	石膏ボードの上、EP塗装	岩綿吸音板 デックスラブラわし



■議場

- ・素材感が伝わる天然木練付パネルを一部壁に、カーペットを床に使用します。
- ・耐久性、メンテナンス性、吸音性の高い材質とします。
- ・十分な天井高さを確保します。

代表仕上

床	壁	天井
OAフロアH=100の上 タイルカーペット	リブ付不燃化粧板 (市又は県産材)	リブ付岩綿吸音板



壁材に市又は県産材を使用

■図書館・未来館

- ・利用の多い空間であり、様々な活動が行われる場所であることから、耐久性、メンテナンス性、吸音性に配慮した材料とします。
- ・開放感のある天井高さや明るい色調により、利用者の皆様が心地よく過ごせる明るい空間とします。

代表仕上

床	壁	天井
タイルカーペット	石膏ボードの上、EP塗装	デックスラブラわし



■未来館 実験室

- ・耐薬品を考慮し、耐久性、メンテナンス性に配慮した材料とします。
- ・天井は吸音性の高い仕様とし、快適な作業環境を確保します。

代表仕上

床	壁	天井
ビニル床シート	石膏ボードの上、EP塗装	デックスラブラわし



■庁舎 執務室

- ・職員の仕事場としてシンプルであり、コミュニケーションを促す明るい空間づくりを目指します。
- ・使用頻度が高い空間であるため、耐久性、メンテナンス性、吸音性の高い材質とします。
- ・将来変化への対応を考慮しフレキシビリティの高い空間計画とします。

代表仕上

床	壁	天井
OAフロアH=100の上 タイルカーペット	石膏ボードの上、EP塗装	岩綿吸音板



※写真は全てイメージです。

(9) 構造計画

1) 構造概要

近い将来の発生の切迫性が指摘されている南海トラフ大地震を始めとする大規模地震に対して十分な耐震性を確保するとともに、日常の執務での使いやすさ、将来変化へのフレキシブルな対応に配慮した、合理的で経済的な構造体とします。

大地震後も構造体の補修を行うことなく建物を使用できることを目標に免震構造を採用し、人命の安全確保に加えて地震等の災害発生時に復旧・復興活動を迅速に行うことができる機能を確保する計画とします。また、地盤調査により判定する堅固な地盤へ建物を支持させる計画とします。

2) 耐震安全性への取組

大地震に対して、人命の安全を確保するとともに、防災拠点としての機能を確保できるよう、次に示す耐震性能を有する構造計画とします。

- ・構造体については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（R3 年版）」に基づく構造耐震安全性のⅠ類を採用します。（表 -1 参照）
- ・建築非構造部材（天井や外装材等）については、地震等の災害後に損傷・移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と十分な機能確保ができる耐震性能のA類を採用します。（表 -2参照）
- ・建築設備については、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図るとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とし、耐震性能の甲類を採用します。（表 -3 参照）

【耐震安全性の目標】

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	Ⅱ類		

【重要度係数】（表-1）

部位	分類	耐震安全の目標	重要度係数
構造体 （重要度係数）	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.50
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1.00

【非構造部材】（表-2）

部位	分類	耐震安全の目標
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

【建築設備】（表-3）

部位	分類	耐震安全の目標
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

3) 構造架構形式

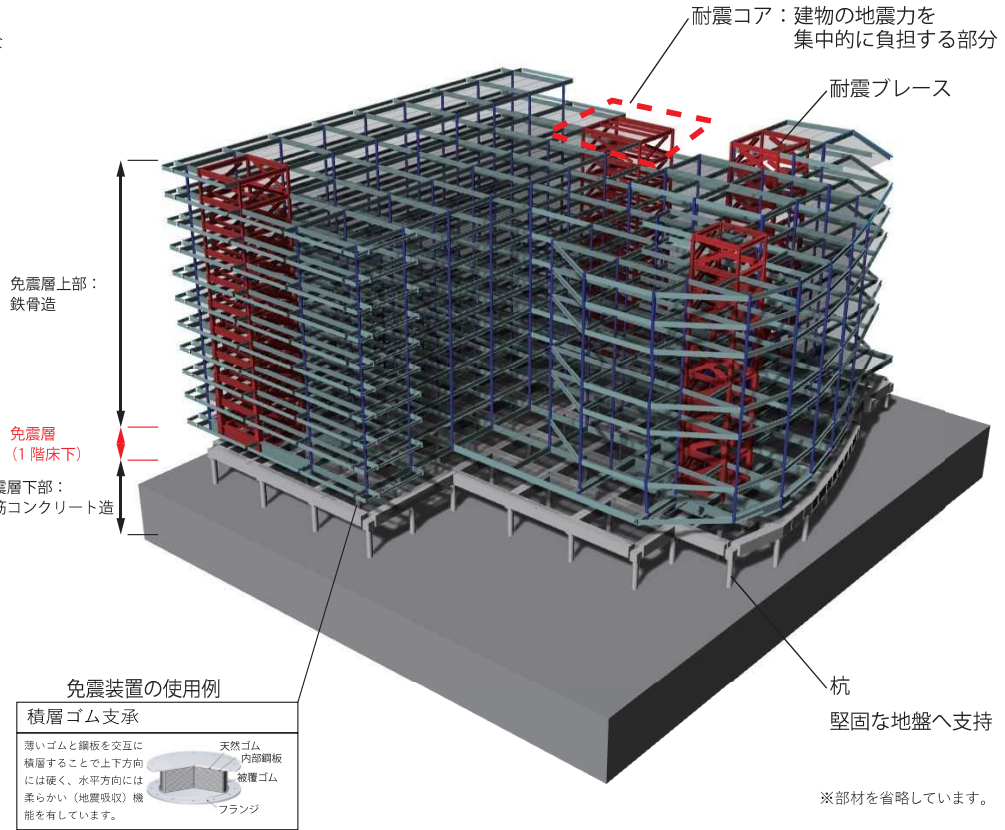
免震 + 耐震コア構造の採用

構造種別：地上9階 鉄骨造
地下1階（免震下部） 鉄筋コンクリート造
架構形式：地上 プレース付きラーメン架構
地下（免震下部）ラーメン架構（一部壁付）

★耐用年数：80年を目標

柱スパンは9m~11m程度の直交グリッドで、できるだけ均等スパンとすることで、構造体の経済性に配慮します。地震力の負担を4つの耐震コアに集中することで鉄骨量の削減を行うとともに、居室空間の部材サイズのコンパクト化により使用性の向上を図ります。

架構イメージベース



★ 1) 業務継続計画

複合施設は、震災等の突発的な災害が発生した直後、災害応急業務が急激に増加する発災期～初期までの 72 時間以上の機能継続が可能となる計画とします。また、発災から 72 時間後についても、早期復旧を果たすことができるよう、対策を講じます。

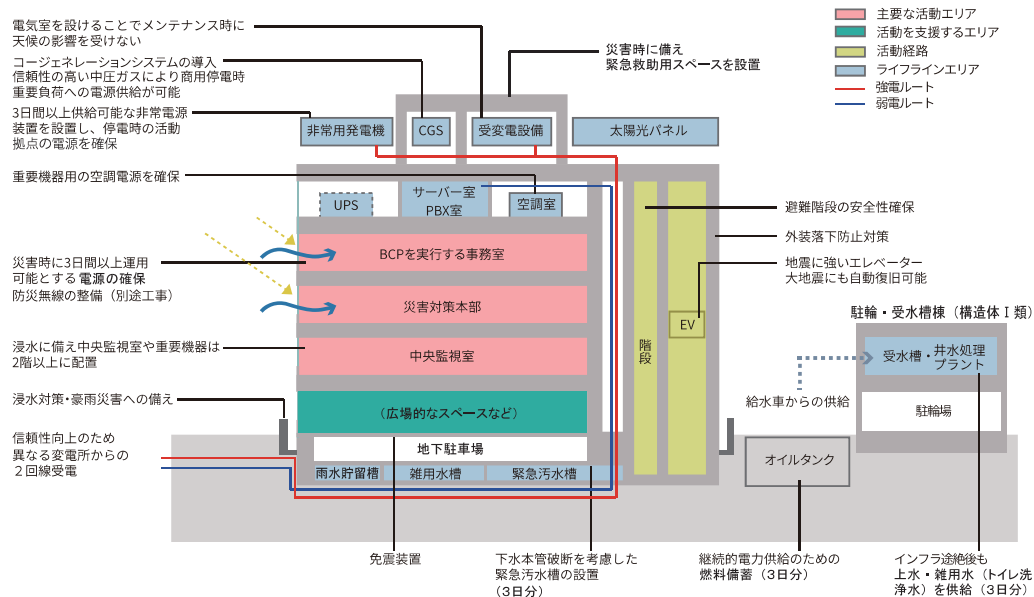
下水道施設が排水処理をすることができない大雨により発生する内水浸水に対しては、複合施設敷地内の雨水貯留槽や下水道施設から複合施設への逆流を防止する逆止弁を設置します。

ア 洪水浸水レベル

想定最大規模：TP21.08（相模川）

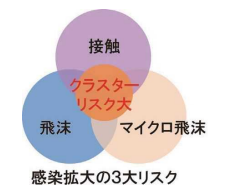
※ TPとは、Tokyo Peil の略。地表面の標高。東京湾中等潮位からの地表面の高さ。(単位は m (メートル))
 ※ 想定最大規模は敷地全体ではなく建物外周部の数値

計画規模に対しては、1階の床高さを上げることで建物への浸水を防止し、想定最大規模に対しては、止水壁又は止水板により建物への浸水を防ぐとともに、災害対策本部や電気室等を浸水深以上に配置し、浸水に対して万全な施設とします。



窓から外気を直接取り入れ、積極的な自然通風を行うことで感染症に強い建物とします。
また、トイレの自動水栓の設置等により、接触対策や飛沫対策を取り入れます。
感染症の流行時には感染拡大につながる3つのリスク「接触」「飛沫」「マイクロ飛沫*」
を制御する視点から、施設内における設備対策を行います。

*5 μ m未満の飛沫で、2m以上飛散する可能性が指摘されています。



※写真は全てイメージです。

(11) 環境計画

1) 環境計画の基本的な考え方

- ア 「官庁施設の環境保全性基準」を踏まえ、省エネルギー、省資源に配慮した設備・機器の導入、エコマテリアル※1の採用を行います。
- イ イニシャルコストとランニングコストのバランスを考慮し、ライフサイクルコストの縮減を行います。
- ウ イニシャルコストの増大を避けるため、パッシブデザイン※2を優先するとともに、助成制度の活用を検討します。

★ 2) 環境評価の高い施設

- ア 環境負荷を軽減するため、神奈川県「建築物温暖化対策計画書制度（CASBEEかながわ※3）」のSランクの取得を計画します。
- イ 一次エネルギー消費量を削減し、ZEB Ready※4を取得します。

★ 3) 再生可能エネルギーの有効活用

- ア 太陽光発電を導入します。
- イ 地中熱利用を導入します。

4) エネルギー・資源の有効利用

- ア 建物のエネルギー使用状況、運用状況を可視化し、電力やガスの使用量を削減するため、BEMS※5を導入します。
- イ 各機器の遠隔操作・故障監視を行うため、中央監視設備の設置します。
- ウ 省エネルギー化を推進するため、LED照明の採用します。
- エ 不要な照明の出力を軽減するため、人感、昼光センサーの設置します。
- オ 中圧ガスを利用したCGS(コージェネレーションシステム)※6の設置します。

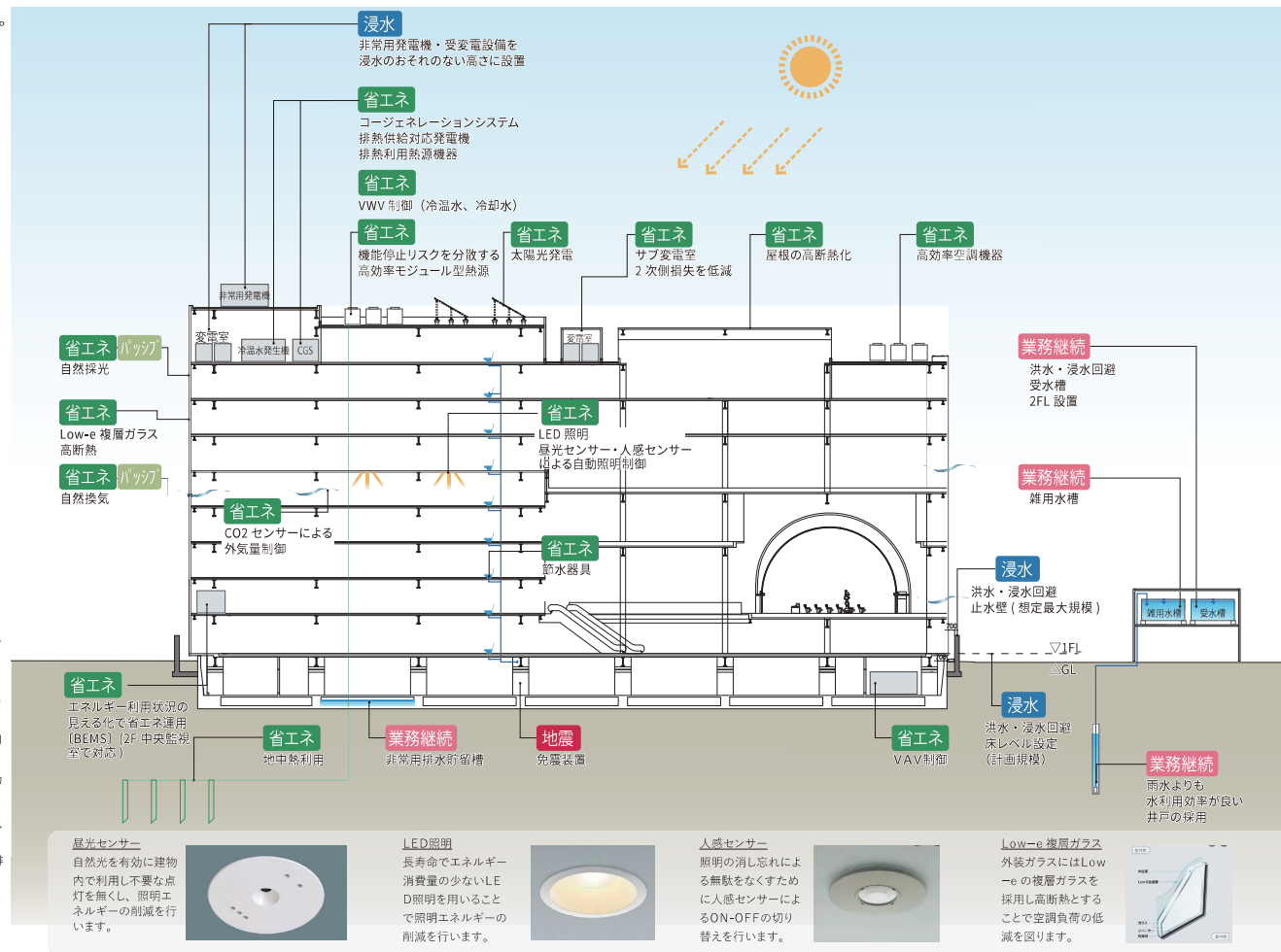
5) 環境負荷の低減

- ア Low-E複層ガラス※7を導入します。

- ※1 優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄できる材料及び材料技術
- ※2 太陽の熱や光、風といった自然のエネルギーを、機械を使わずに建物のしつらえによって利用する設計技術のこと。
- ※3 建築物の環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムのこと。
- ※4 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支を「ゼロ」とする建築物のこと。ZEB Readyとは、ZEBを目指す前段階として、負荷の抑制・自然エネルギーの利用を行った上で、設備システムの高効率化により基準エネルギー消費量に対して50%以上の省エネルギーを実現する建築物のこと。
- ※5 Building Energy Management Systemの略。ベムス。ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA機器等の電力使用量のモニタリングや、制御を行うためのシステムのこと。
- ※6 熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称。熱電供給システム。発電の際に出る排熱を利用する。
- ※7 Low Emissivity(低放射)の略。従来の複層ガラスに比べ断熱性能が高くなります。

- ・時代によって変化するニーズや今後の環境技術を受け入れやすい建築計画とします。
- ・「機器の省エネ化」により一次エネルギー※消費量を50%以上削減します。
 - 太陽光発電：照明負荷を約8%軽減します。
 - 地中熱利用：300㎡程度の空調負荷を軽減します
- ・災害時にも対応できる技術を取り入れた施設とします。

※ 1 次エネルギー
石油・石炭・天然ガス等の自然界に存在する変換加工する前のエネルギー
建物で実際に使用する電気・ガス等のエネルギーは、この一次エネルギーを加工してできたもので、2次エネルギーと呼ばれ、建物エネルギー消費量を比較検討する際は、一般的に一次エネルギーが用いられます。



※写真は全てイメージです。

(12) ユニバーサルデザイン計画

ユニバーサルデザインの考え方

基本方針

- ・高齢者、障がい者、子ども連れの方、日本語に不慣れな方など、全ての人が安心して快適に利用できるようユニバーサルデザインの考えを取り入れます。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の基準を満たす計画とします。

★1) 動線

- ・敷地出入口から総合案内カウンターまでなど、主要な動線には視覚障がい者用誘導ブロックを設置
- ・敷地・建物内はスロープなどを配置し、極力段差のないよう計画
- ・車いすやベビーカーの利用者に配慮したゆとりある廊下幅を確保し、床の仕上げは滑りにくく使いやすい材料を採用

★2) 駐車場

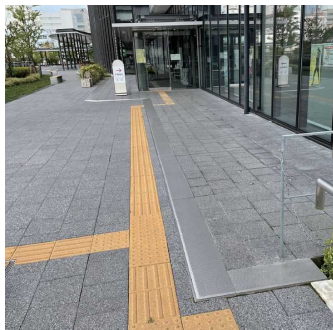
- ・視認しやすい出入口や通行しやすい車路、安全に駐車できる車いす使用者等が利用できる駐車区画など、快適に利用できる駐車場を計画
- ・北側出入口に車寄せを計画。
- ・地下駐車場には車いす使用者等が利用できる駐車区画を配置し、アクセスしやすい動線を計画

3) 窓口カウンター

- ・総合案内は、1階、広場側エントランスから視認しやすい位置と2階エスカレーター着床付近に設置
- ・市民の皆様が多く訪れる庁舎窓口機能を低層階に集約し、関連する部署を近接して配置
- ・庁舎窓口は車いす利用の皆様が使いやすいローカウンターを設置
- ・プライバシーへの配慮が必要な窓口は、カウンターに仕切りを設置

4) サイン

- ・利用者の皆様が安心して利用でき、誰にとっても分かりやすいサイン計画
- ・分かりやすい情報を提供し、施設内での円滑な移動、行動を支援



誘導ブロック設置



車いす使用者等が利用できる駐車区画

★5) トイレ

- ・利用者の皆様の使いやすさを考慮し、複合施設内のトイレは十分な個数を設置
- ・様々な障がい等に対応できる車いす対応のみんなのトイレや、多様な性の方にも使いやすい誰でもトイレを設置

★6) その他 利用者の皆様にやさしい機能や居場所

授乳室・キッズコーナー

- ・子ども連れの利用が多いと予想される、庁舎側2階と広場側5階に授乳室とキッズスペースを設置



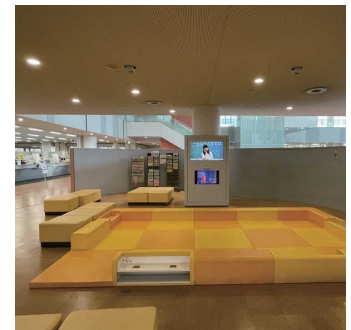
ローカウンター（車いすで利用可能）



みんなのトイレ（車いす対応）



大きく見やすいサイン



キッズコーナー

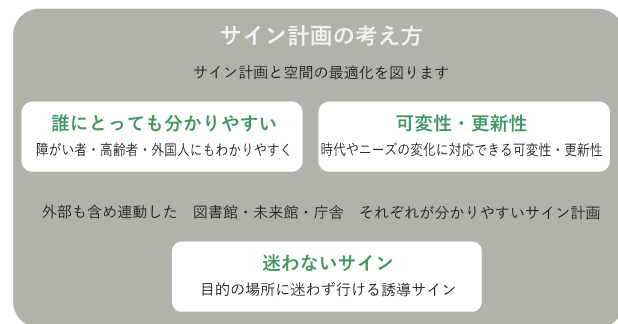
※写真は全てイメージです。

(13) サイン計画

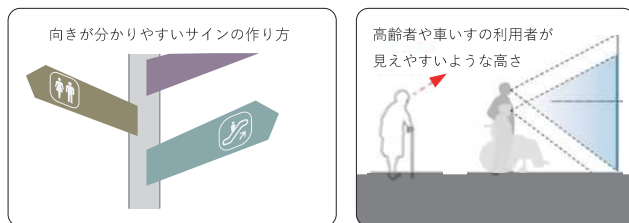
基本方針

- ・バリアフリー法の基準を満たす、高齢者や障がい者、外国人など、誰にとっても分かりやすいサイン計画とします。
- ・誰もが安心して利用できる施設となるよう、点字や外国語を併記したサインを計画します。
- ・内装との調和に配慮しつつ、効果的な色彩計画を心がけます。この場合、色覚障がい者にも配慮した計画とします。
- ・子どもや日本語に不慣れな方でも直感的に理解できるよう、数字、アルファベットやピクトグラム[※]などを効果的に使用する計画とします。

※情報や注意を示すために表示される視覚記号



分かりやすい案内記号イメージ (ピクトグラム)



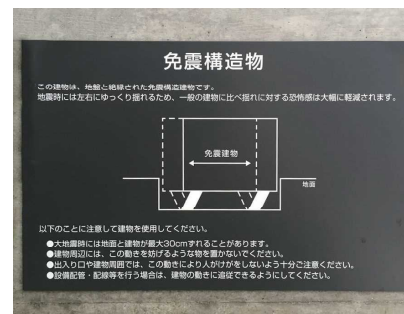
サインの設置の工夫

1) 建物外のサイン

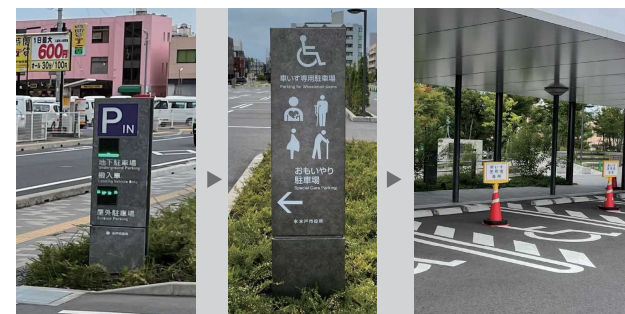
- ・建物施設だけでなく、外構も含めた一体的なサイン計画とし、敷地全体での統一感を創出します。
- ・敷地内から敷地全体の案内サインを計画し、建物内へ誘導、施設内目的地へと段階的なサイン計画とします。
- ・利用者の皆様が迷わず目的の場所へ行きことができる計画とします。
- ・建物配置と現在地の位置情報を示す総合案内サインを、利用者の皆様の動線、目線に配慮し、見やすく、分かりやすい場所に効果的に配置します。



敷地全体の案内、現在地を表すサイン



免震構造のサイン



ピクトグラムを用いた「目的の場所」への誘導するサイン

2) 建物内のサイン

- ・サイン表示は廻りの壁面と異なる色彩をベースに用い、白抜き文字などに見つけやすく、読みやすいサインとします。
- ・カウンター上部のサインについては、行政用語ではなく、利用者の皆様の目的をそのまま記した要件別表記とします。
- ・将来の組織改編に対応するため、表示が容易に更新できる仕様とするなど、メンテナンス性に配慮したサインを検討します。
- ・現在地を示す位置サイン、目的地への方向を示す誘導サイン等を利用者の皆様の動線上の効果的な位置に配置します。
- また、自分のいるフロアが何階なのか分かりやすいサイン計画とします。
- ・デジタルサイネージ等の活用を検討します。



組織改編に対応できる更新可能な施設内マップ



動線上に配置する誘導サイン



大きく見やすいサイン

※写真は全てイメージです。

(14) 外構計画

基本方針

- ・建物と地面の取り合い部分は、免震E X P. J[※]を設置し、地震変位に対して、衝突・落下等が無い安全な計画とします。
- ・公道からの車の進入部分は、切り下げ改修を行います。
- ・利用者用車寄せには、タクシーの寄付が可能なスペースを設けます。

※エキスパンションジョイント

外構仕上げの考え方

- ・インターロッキング・・・利用者の皆様が安全に出入口までアクセスできるようにインターロッキングを採用し、誘導ブロックを設置
- ・緑地・・・敷地南側にはまとまった緑地を確保、敷地全体にも周囲に配慮した緑地帯をの設置
緑化率は10%程度の計画
- ・デッキ・・・施設内から屋外へ出ることができるデッキを設置
- ・コンクリート舗装・・・地下駐車場へ向かう舗装にはコンクリート舗装
- ・アスファルト舗装・・・車動線にはアスファルト舗装に進行方向が分かるよう白線にて表示
- ・着脱式止水板・・・洪水・浸水対策として設置



インターロッキング・EXP.J金物・誘導ブロック



デッキ



緑地



着脱式止水板

凡例				
	建物		インターロッキング舗装	歩行者動線
	緑地		コンクリート舗装	自動車動線
	アスファルト舗装		デッキ	自転車動線



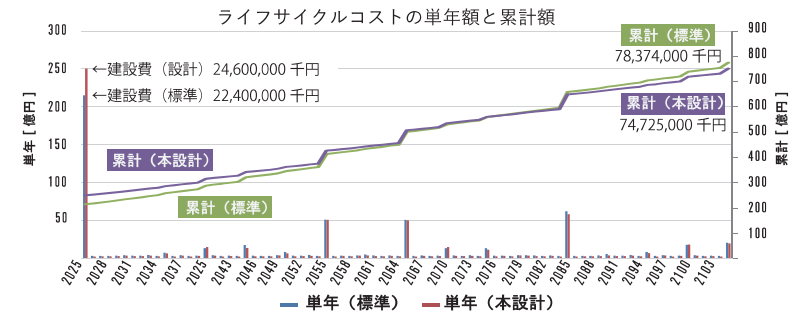
※写真は全てイメージです。

(15) 維持管理計画

基本方針

本計画は、より長く使える建物とするために、建物の構造や仕上げ、設備の耐久性が優れたものを採用し、維持更新しやすい施設とします。これにより、建物建設時にかかるイニシャルコストは標準設計よりも高くなりますが、建物竣工後における維持・管理するコストを抑えること、建築設備の機能による一次エネルギーの削減することで、長い時間で見ると、標準設計よりもランニングコストが低減された建物とします。

※イニシャルコスト … 建物を建てる時の初期費用
※ランニングコスト … 建物や設備を維持・管理していくために必要な費用



★ ライフサイクルコストを抑える設計

一次エネルギー削減によるライフサイクルコストの削減

- 「機器の省エネ化」により一次エネルギー消費量を50%以上削減します。
 - 太陽光発電、地中熱利用など再生可能エネルギーの有効活用
 - Low-e 複層ガラスの採用し。
 - BEMSによるエネルギー使用状況の可視化
 - LED 照明や人感・昼光センサーによる省エネルギー化



パーティション



将来変化に対応できる計画

- ・執務室内の間仕切壁は、レイアウト変更が容易なパーティションを採用します。
- ・レイアウト変更での配線移動が容易となるよう、OAフロアを採用します。
- ・8階議員控室は選挙による会派人数の変更により、間仕切壁位置の変更が容易にできるよう、天井内に防音間仕切壁下地を設けます。
- ・電気設備や機械設備の配管廻りは、維持管理更新がしやすく、将来増設分を見込んだスペースに余裕のある計画とします。

機器の更新に配慮した搬出入動線計画

- ・敷地東側にクレーン設置スペースを設け、庁舎側・広場側ともに屋上東側に揚重物仮置きスペースを設けることで、1台のクレーンで効率的な設備機器の搬入・更新できる計画とします。
- ・各機器間に離隔をとることで、必要な搬入経路を確保し、機器更新しやすい計画とします。
- ・各階の機器は、地下駐車場（有効高さ2.85m）から非常用エレベーターを用いて搬出入可能な機器を選定します。
- ・広場側の機器は、地下及び上階に機械室を設置し、直接の搬出入が可能な計画とします。

メンテナンス性に配慮した施設計画

■内外装の仕上げ・・・維持管理しやすい仕上げを採用

- ・外壁：耐候性の高い素材を採用し、補修間隔を長期化
- ・屋根防水：耐用年数の長いアスファルト防水を採用
- ・床材：長尺シート（廊下床）

→汚れにくく、省メンテナンスな製品を採用

タイルカーペット（執務室床）

→防汚性・耐久性に優れた製品・交換しやすい計画

- ・内壁：補修・塗り替えを考慮した塗装を採用
- ・窓廻り：耐久性・清掃性に配慮したロールスクリーンを採用

窓ガラス清掃方法

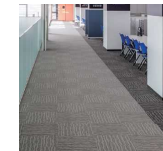


丸環

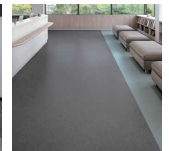


仮設ゴンドラ

床材



タイルカーペット



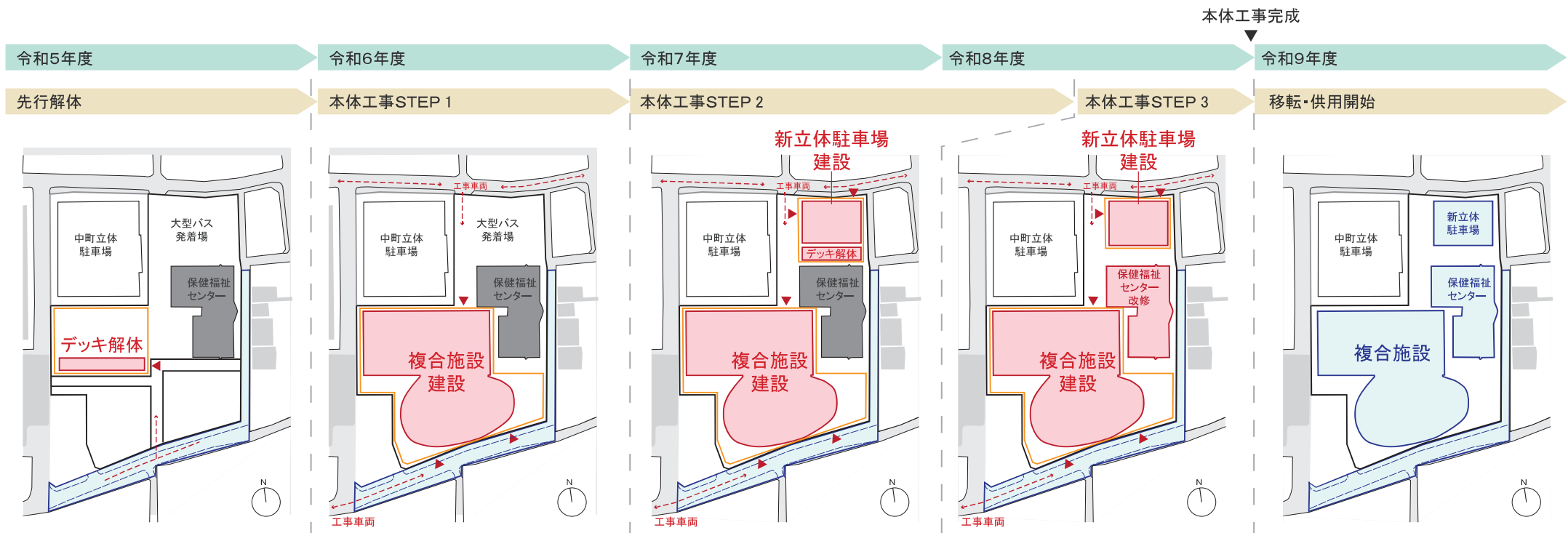
ビニル床シート

■設備関連

- ・機械室・配管スペース（機械設備）と配線スペース（電気設備）の出入口は別々に設け、メンテナンス業者が分かれた場合でも、それぞれのセキュリティが確保できる計画とします。
- ・庁舎側の配管スペースは機械室と一体化して集約し、メンテナンスの省力化を図ります。
- ・高天井部分の上部の水廻りは、スラブ下げによる床上配管とし、当該フロアでのメンテナンスが可能な計画とします。
- ・重要負荷に関しては、受変電設備内の保安系統電源の点検・更新等メンテナンス時に長時間の停電が発生しないよう、一般商用系統へ容易に切り替えられるよう計画します。
- ・高天井部分の幹線設備は、スラブ下げによる床上敷設とし、当該フロアでのメンテナンスが可能な計画とします。

※写真は全てイメージです。

(16) 工程計画



凡例

- 既存建物等
- 施工中
- 施工完了
- 仮囲い
- 工事用ゲート
- 工事車両動線

受注候補者の特定に必要な審議事項について

1 プロポーザル方式実施要綱に定める審議事項

厚木市プロポーザル方式実施要綱
(特定委員会の審議) 第6条 特定委員会は次に掲げる事項を審議するものとする。 (1) プロポーザル方式の型 (2) 公募型プロポーザル方式における提案資格 (3) 指名型プロポーザル方式における提案書の提出を要請する者 (4) 評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無、その他評価結果が同点の場合の取扱い等受注候補者の特定に必要な事項 (5) 次点者を特定する基準

2 プロポーザル方式の種別

(1) プロポーザル方式の種別の定義

厚木市プロポーザル方式実施要綱
(定義) 第2条 この要綱において、<u>公募型プロポーザル方式</u>とは、プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、<u>指名型プロポーザル方式</u>とは、プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(2) 事務局（案）

提案資格（参加要件）に受託実績を定めた上で、公募することにより、広く提案を求めることができるため、公募型プロポーザル方式とします。

(3) プロポーザルの名称（案）

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務公募型プロポーザル

3 参加資格等（案）

プロポーザル募集要領（案）引用

(1) 参加者の構成等

ア 単体企業

イ 共同企業体

2 者以上によって構成された共同企業体とし、代表構成員は、最大出資比率の構成員とします。

(7) 構成員数

a 設計業務を担当する構成員数

施工業務も担う代表構成員を含め2社以内とする。

b 施工業務を担当する構成員数

2又は3社

(1) 最低出資割合

a 設計業務を担当する構成員

定めない

b 施工業務を担当する構成員

(a) 施工業務の構成員数が2社の場合 1社につき100分の10以上

(b) 施工業務の構成員数が3社の場合 1社につき100分の5以上

(7) 構成員の参加資格

a 代表構成員 1 (2)による

b 設計業務を担当する構成員 1 (3)による

c 施工業務を担当する構成員 1 (4)による

ウ コンソーシアム

単体企業又は施工業務を単体企業として参加する共同企業体の場合は、施工業務に関する協力企業（以下「協力企業」という。）とのコンソーシアムを結成し参加することを可能とします。

(7) 協力企業数 1 社

(1) 協力企業の参加資格 1 (5)による

エ 単体企業、代表構成員、構成員及び協力企業は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の代表構成員若しくは構成員又は協力会社を兼ねていないこととします。

(参加形態)

単体企業の場合		単体企業 (設計・施工)	協力企業 (施工)				
1	総合建設業者	●	—				
2	総合建設業者＋協力企業	●	●				
共同企業体の場合		設計業務		施工業務			協力企業 (施工)
		代表構成員	構成員	代表構成員	第1構成員	第2構成員	
3	総合建設業者＋施工業務構成員1社	●	—	●	●	—	—
4	総合建設業者＋施工業務構成員2社	●	—	●	●	●	—
5	総合建設業者＋設計業務構成員1社	●	●	●	—	—	—
6	総合建設業者＋設計業務構成員1社＋協力企業	●	●	●	—	—	●
7	総合建設業者＋設計業務構成員＋施工業務構成員1社	●	●	●	●	—	—
8	総合建設業者＋設計業務構成員＋施工業務構成員2社	●	●	●	●	●	—

(2) 単体企業又は代表構成員の参加資格

ア 厚木市入札資格者名簿の「業種：建築設計」及び「業種：建築一式」に登録された者であること。

なお、令和5、6年定期申請として令和4年11月30日までに行うこと。

イ 次に示す事業者でないこと。

(ア) 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

(イ) 株式会社マナビノタネ

(ウ) 株式会社トータルメディア研究所

ウ 特定委員会委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

エ 建設業法に規定する次の要件を満たすこと。

(ア) 特定建設業許可を受けていること。

(イ) 経営事項審査の建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

オ 日本国内で、平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に(ア)かつ(イ)に示す施設の実施設計及び施工を完了した実績を有する者であること。

(ア) 議場を有する延べ面積5,000㎡以上の庁舎

(イ) 延べ面積2,000㎡以上の図書館又はそれと同等の図書館占有部分を有する教育系施設

※ 実施設計の実績については、(3)設計業務の構成員の実施設計実績でも可とします。

カ 次の要件を満たす配置予定技術者を各一人配置すること。

(ア) 統括責任者

本業務全体を統括管理する者として、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、オ(ア)に示す実施設計又は工事に携わった実績があること。

(イ) 管理技術者

設計業務を統括管理する者として、一級建築士の資格を有し、オ(ア)に示す実施設計に携わった実績があること。

(ウ) 建築（総合）主任技術者

一級建築士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築に携わった実績があること。

(エ) 構造主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有し、免震構造である公共建築物の実施設計業務の建築構造に携わった実績があること。

(オ) 電気設備主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築電気設備に携わった実績があること。

(カ) 機械設備主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築機械設備に携わった実績があること。

(キ) 施工計画主任技術者

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務

の建築（施工計画）に携わった実績があること。

(7) コスト管理主任技術者

公益社団法人日本建築積算協会が認定するコスト管理士又は建築積算士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の積算に携わった実績があること。

(7) 現場代理人

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、オ(7)に示す新築工事に携わった実績があること。

(3) 監理技術者

工事監理技術者資格証の交付を受け有効な監理技術者資格講習修了証を有し、公共建築物の新築工事に携わった実績があること。

※1 (7)統括責任者は、(イ)管理技術者及び(7)現場代理人との兼務を可とします。

※2 (7)現場代理人は、(3)監理技術者との兼務を可とします。

※3 (オ)、(カ)の主任技術者のどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有することとします。

※4 (ウ)、(エ)、(オ)、(カ)の主任技術者は、共同企業体を構成する場合、設計業務の構成員からの配置も可とします。

※5 配置予定技術者は、本プロポーザルの公告日において所属する企業で3か月以上継続した直接雇用関係が条件となります。

※6 配置予定技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして本市が承認した場合以外変更を認めません。

※7 参加表明書等の提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定技術者調書を提出する場合、いずれの候補者も、上記の参加資格要件を満たしていなければならないこととします。この場合、技術提案書等の提出時までに配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る配置予定技術者調書を再提出してください。

(3) 設計業務の構成員の参加資格

ア 厚木市入札資格者名簿の「業種：建築設計」に登録された者であること。

なお、参加表明書等の提出時に登録がない者は、所定の様式を提出すること。

また、現在登録されているか否かに関わらず、令和5、6年定期申請として令和4年11月30日までに、その申請書の写しを提出すること。

イ 代表構成委員以外の構成員から(2)カ(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)のいずれかの主任技術者を1名以上配置すること。

※ 配置予定設計技術者については、(2)カ※5、※6、※7を適用します。

(4) 施工業務の構成員の参加資格

ア 厚木市入札資格者名簿の「業種：建築一式」に登録された者であること。

イ (2)エにおける経営事項審査の建築一式工事の総合評点が660点以上であること。

エ 厚木市に本社を置く企業であること。

オ 次に示す施工に係る主任技術者を配置できること。

- (7) 建設業法に定める主任技術者の資格を有するものであること。
- (イ) 平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完成、引渡しが完了した、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の公共建築物の新築工事を元請けとして施工した実績があること。
- ※ 配置予定施工技術者については、(2)カ※5、※6、※7を適用します。

(5) 協力企業の参加資格

- ア 厚木市入札資格者名簿の「業種：建築一式」に登録された者であること。
- ウ (2)エにおける経営事項審査の建築一式工事の総合評点が660点以上であること。
- エ 厚木市に本社を置く企業であること。
- オ 次に示す施工に係る主任技術者を配置できること。
- (7) 建設業法に定める主任技術者の資格を有するものであること。
- (イ) 平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完成、引渡しが完了した、公共建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。
- ※ 配置予定施工技術者については、(2)カ※5、※6、※7を適用します。

(6) 配置予定技術者の配置要件

業務 区分	配置予定技術者	単体企業の場合		共同企業体の場合				協力企業 (施工)
		単体企業 (設計・施工)	協力企業 (施工)	代表構成員	設計業務 構成員	施工業務 第1構成員 第2構成員		
統括	統括責任者	◎	—	◎	—	—	—	—
設計 業務	管理技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
	建築(総合)主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	構造主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	電気設備主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	機械設備主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	施工計画主任技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
	コスト管理主任技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
施工 業務	現場代理人	◎	—	◎	—	—	—	—
	監理技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
	施工主任技術者	—	◎	—	—	◎	◎	◎

- ◎：必須となる配置技術者
- ：共同企業体の場合に担当業務に応じて代表構成員又は構成員のいずれかに配置する配置技術者
- ※ 設計業務を共同企業体とする場合は、代表構成以外の構成員から1名以上の主任技術者を配置すること。

(7) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、原則として特定委員会の審議に諮った上で、失格とします。

- ア 特定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ウ 複数の提案をした場合
- エ プレゼンテーション及びヒアリング時に、新たな説明資料を追加した場合
- オ 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- カ 第二次審査の評価項目において、「不十分」と評価された場合
- キ その他本募集要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(8) プロポーザルの成立

本プロポーザルの提案者が1者の場合も本プロポーザルは成立するものとし、その際は受注候補者のみを特定しますが、提案者の第二次審査の評価点の総計が最低基準点である63点（105点満点）を下回る場合は、受注候補者として特定しません。

4 第一次審査の審査方法（案）

プロポーザル評価要領（案）引用

(1) 第一次審査は、参加表明書等を提出した者（以下「応募者」という。）の参加資格を事務局において確認し技術提案書等の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定するものとします。

5 第二次審査の審査方法（案）

プロポーザル評価要領（案）引用

(1) 評価項目別の配点

各評価項目における配点は次のとおりとします。

評価項目	審査主体	配点
ア 提案者	事務局	15.0
イ 配置予定技術者	事務局	15.0
ウ 技術提案書	特定委員会（一部、事務局）	65.0
エ 価格評価	事務局	10.0
計		105.0

(2) 提案者の評価【15.0点】

評価項目	評価基準		配点	
			小計	
提案者	提案者の組織体制		5.0	5.0
	提案者の設計実績	庁舎	1.5	5.0
		図書館	1.0	
		展示施設	1.0	
		複合施設	1.5	
	提案者の施工実績	庁舎	1.5	5.0
		図書館	1.0	
		展示施設	1.0	
		複合施設	1.5	
計			15.0	

ア 提案者の組織体制【 5.0点】

組織体制	配点
厚木市内に本社を置く企業を構成員とする共同企業体	5.0
厚木市内に本社を置く企業を協力企業と結成するコンソーシアム	3.0
上記以外の組織体制	2.0

イ 提案者の設計実績【 5.0 点】

(ア) 評価は、庁舎、図書館、展示施設及び複合施設の実施設計業務について、日本国内の建物で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

また、共同企業体で参加する場合は、全ての構成員の実績を対象とすることができるとします。

(イ) 採点方法は、次のとおりとします。

a 庁舎【 1.5 点】

(a) 議場を有する延べ面積5,000㎡以上の庁舎の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。

(b) 1.5点×庁舎実績係数により採点するものとします。

【庁舎実績係数表】

用途	延べ面積	
	10,000㎡以上	10,000㎡未満 5,000㎡以上
庁舎	1.0	0.8

b 図書館【 1.0 点】

(a) 延べ面積2,000㎡以上の図書館又はそれと同等の図書館占有部分を有する施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。

(b) 1.0点×図書館実績係数により採点するものとします。

【図書館実績係数表】

用途	延べ面積	
	5,000㎡以上	5,000㎡未満 2,000㎡以上
図書館	1.0	0.8

c 展示施設【 1.0点】

(a) 展示施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。

(b) 1.0点×展示施設実績係数により採点するものとします。

(c) 展示施設の実施設計業務実績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しないものとします。

【展示施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	2,000㎡以上	2,000㎡未満 1,000㎡以上	1,000㎡未満
展示施設	1.0	0.8	0.6

d 複合施設【1.5点】

- (a) 複合施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。
- (b) 1.5点×複合施設実績係数により採点するものとします。
- (c) 複合施設の実実施設計業務実績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しないものとします。

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

ウ 提案者の施工実績【5.0点】

- (ア) 評価は、庁舎、図書館、展示施設及び複合施設の実績について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した新築工事の実績を対象とします。

また、共同企業体及びコンソーシアムで参加する場合は、全ての構成員の実績を対象とすることができるものとします。

- (イ) 採点方法は、次のとおりとします。

a 庁舎【1.5点】

- (a) 議場を有する延べ面積5,000m²以上の庁舎の新築工事を完了した実績とします。
- (b) 配点1.5点×庁舎実績係数により採点するものとします。

【庁舎実績係数表】

用途	延べ面積	
	10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上
庁舎	1.0	0.8

b 図書館【1.0点】

- (a) 延べ面積2,000m²以上の図書館又はそれと同等の図書館占有部分を有する施設の新築工事を完了した実績とします。
- (b) 配点1.0点×図書館実績係数により採点するものとします。

【図書館実績係数表】

用途	延べ面積	
	5,000 m ² 以上	5,000 m ² 未満 2,000 m ² 以上
図書館	1.0	0.8

c 展示施設【1.0点】

- (a) 展示施設の新築工事を完了した実績とします。
- (b) 配点1.0点×展示施設実績係数により採点するものとします。
- (c) 展示施設の新築工事实績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しないものとします。

【展示施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上	1,000 m ² 未満
展示施設	1.0	0.8	0.6

d 複合施設【1.5点】

- (a) 複合施設の新築工事を完了した実績とします。
- (b) 配点1.5点×複合施設実績係数により採点するものとします。
- (c) 複合施設の新築工事实績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しないものとします。

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

(3) 配置予定技術者の評価【15.0点】

評価項目		評価基準				配点	
						小計	
配置予定技術者	配置予定技術者の実施設計業務又は施工業務の実績	庁舎等の実施設計業務実績	統括責任者		1.0	5.0	
			管理技術者		1.0		
			主任技術者	建築(総合)	0.5		
				構造	0.5		
				電気設備	0.5		
				機械設備	0.5		
				施工計画	0.5		
				コスト管理	0.5		
		複合施設の実実施設計業務実績	統括責任者		1.0	5.0	
			管理技術者		1.0		
			主任技術者	建築(総合)	0.5		
				構造	0.5		
				電気設備	0.5		
				機械設備	0.5		
				施工計画	0.5		
				コスト管理	0.5		
		庁舎等の施工業務実績	統括責任者		1.5	2.5	
			現場代理人		0.5		
監理技術者			0.5				
複合施設の施工業務実績	統括責任者		1.5	2.5			
	現場代理人		0.5				
	監理技術者		0.5				
計					15.0		

統括責任者、管理技術者、建築(総合)主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者、施工計画主任技術者、コスト管理主任技術者、現場代理人及び監理技術者の有する業務実績について採点し、合計を本項目の評価点(少数点第2位を四捨五入)とします。

ア 庁舎等の実施設計業務実績【 5.0点】

(7) 配置予定技術者の実績とする実施設計業務に従事した立場について、評価するものとします。

(イ) 評価は、庁舎について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×庁舎実績係数×立場係数により採点するものとします。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.0
管理技術者	1.0
建築（総合）主任技術者	0.5
構造主任技術者	0.5
電気設備主任技術者	0.5
機械設備主任技術者	0.5
施工計画主任技術者	0.5
コスト管理主任技術者	0.5

【庁舎等実績係数表】

配置予定技術者	用途	延べ面積		
		10,000㎡以上	10,000㎡未満 5,000㎡以上	5,000㎡未満
統括責任者 管理技術者	庁舎	1.0	0.8	—
各主任技術者	公共建築物	1.0	0.8	0.6

※構造主任技術者については、免震構造のものとします。

【立場係数表】

配置予定技術者	従事した立場	係数
統括責任者 管理技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4
各主任技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	1.0
	担当者	0.8

イ 複合施設の実施設計業務実績【 5.0点】

(7) 配置予定技術者の実績とする実施設計業務に従事した立場について、評価するものとします。

(イ) 評価は、複合施設について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×複合施設実績係数×立場係数により採点するものとします。実績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.0
管理技術者	1.0
建築（総合）主任技術者	0.5
構造主任技術者	0.5
電気設備主任技術者	0.5
機械設備主任技術者	0.5
施工計画主任技術者	0.5
コスト管理主任技術者	0.5

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

【立場係数表】

配置予定技術者	従事した立場	係数
統括責任者 管理技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4
主任技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	1.0
	担当者	0.8

ウ 庁舎等の新築工事の実績【2.5点】

(ア) 配置予定技術者の実績とする新築工事に従事した立場について、評価するものとします。

(イ) 評価は、複合施設について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×庁舎等実績係数×立場係数により採点するものとします。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.5
現場代理人	0.5
監理技術者	0.5

【庁舎等実績係数表】

配置予定技術者	用途	延べ面積		
		10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上	5,000 m ² 未満
統括責任者 現場代理人	庁舎	1.0	0.8	—
監理技術者	公共建築物	1.0	0.8	0.6

【立場係数表】

配置予定技術者	従事した立場	係数
統括責任者 現場代理人	現場代理人	1.0
	監理技術者	0.8
	主任技術者又は担当者	0.4
監理技術者	監理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4

エ 複合施設の新築工事の実績【2.5点】

(7) 配置予定技術者の実績とする新築工事に従事した立場について、評価するものとします。

(イ) 評価は、複合施設について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×複合施設実績係数×立場係数により採点するものとします。実績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.5
現場代理人	0.5
監理技術者	0.5

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

【立場係数表】

配置予定技術者	従事した立場	係数
統括責任者 現場代理人	現場代理人	1.0
	監理技術者	0.8
	主任技術者又は担当者	0.4
監理技術者	監理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4

(4) 技術提案書の評価【65.0点】

評価項目	評価基準		配点	
				小計
技術提案書	【テーマ１】 本業務の実施方針	(7) 本業務の取組方針及び業務体制に関する提案 (取組方針／組織体制・業務分担／総合調整力／バックアップ体制)	5.0	10.0
		(1) 設計施工一括型業務の特性を活用した事業スケジュールを実現するための提案 (効率的な整備手順／スケジュール管理ポイント／不測時の対応力)	5.0	
	【テーマ２】 実施設計業務の実施方針	(7) 基本設計を踏まえ、より魅力的・機能的・合理的な設計提案 (サードプレイス／広場的スペース／機能間連携／庁舎窓口／フレキシブルな空間構成)	10.0	30.0
		(1) 設計施工一括型業務の特性を活用したコスト管理方策に関する設計提案 (コスト管理／柔軟なVE提案／物価変動対応)	10.0	
		(7) 環境にやさしく、ライフサイクルコスト低減が図られる設計提案 (LCC削減／長寿命化／自然エネルギー／カーボンニュートラル／感染症対策／地場産木材)	5.0	
		(1) にぎわいと防災拠点とが両立される設計提案 (歩いて楽しいまち／周辺施設とのつながり／外構計画／止水壁等による浸水対策)	5.0	
	【テーマ３】 施工業務の実施方針	(7) 事業スケジュールに沿った実現性のある工事工程に関する提案 (施工体制／工期短縮／遅延リスクへの対応／関連業務との調整)	5.0	15.0
		(1) 施工品質を確保するための方策及び確認方法に関する提案 (品質確保の具体的方策／品質確認の方法／品質向上のための方策)	5.0	
		(7) 近隣及び周辺環境に配慮した施工計画及び工事ステップに関する提案 (近隣対策／工事ステップ／仮設計画／施設利用者の安全対策)	5.0	
	【テーマ４】 地域貢献	(7) 厚木市内企業への発注予定額の提案	5.0	10.0
		(1) 地域貢献に関する提案 (周辺地域への配慮・協力／役務・サービス等による地域への貢献)	5.0	
			計	65.0

ア テーマ４(ア)の算出方法

事務局が算出します。

市内企業への発注や市内調達の実施について、具体的な項目とそれぞれの発注予定金額並びに履行確認方法を評価します。

なお、施工業務に関する市内企業への発注金額は、一次下請けまでとし、一次下請けが市外企業の場合に限り、二次下請けまでの発注金額を加えることができるものとします。

採点方法は、下記の算出式による評価点（小数点第２位を四捨五入）とします。ただし、履行確認方法の記載がない場合は評価しません。

$$5.0 \times [(\text{当該提案発注予定金額}) / (\text{最高提案発注予定金額})]$$

イ 採点方法

テーマ４(ア)を除き、各委員の持ち点は60.0点とし、技術提案書の内容を踏まえ、各配点に次のウェイトを乗じた点数をもって採点し、全委員の点数の平均点を評価点（小数点第２位を四捨五入）とします。

各委員の専門領域が異なることを勘案し、委員同士の真摯な議論をもとにそれぞれが評価を行うものとします。全体の採点を集計した評価点の最高点が全く同じ者が２者以上となった場合は、各委員が意見交換を行った後、採点を再度行うものとします。その結果、再度、最高評価点が同じとなった場合は、委員長が判断し、受注候補者を決定するものとします。

ただし、いずれかの委員が「不十分」と評価した項目があった場合は、その他の項目の評価点にかかわらず失格とします。

評価	評価のウェイト
A：極めて優れている	1.0
B：優れている	0.8
C：良好	0.6
D：一般的	0.4
E：不十分	0.0

(5) 提案価格の評価【10.0点】

ア 評価点の算出

(ア) 下記の算出式による評価点（小数点第２位を四捨五入）とします。

$$10.0 \times [(\text{最低提案価格}) / (\text{当該提案価格})]$$

(イ) 価格提案は、発注者が採用を認めたV E 提案を含めた次の算出式による価格とします。

$$\text{価格提案} = \text{概算工事費} - \text{採用V E 金額}$$

(ロ) 価格提案が提案上限額以上の場合、失格とします。

6 公告関係資料一式（予定）

資料 番号	資料名	確認方法		データ 形式	備考
		ホームページ	貸出CD		
	関係資料一覧（本紙）	○		PDF	
1. プロポーザル関連資料					
1-1	公募型プロポーザル募集要領	○		PDF	CDによる貸出し 【貸出期間】 公告日から 技術提案書等提出期限まで
1-2	公募型プロポーザル募集要領 別紙1 価格提案書作成要項	○		PDF	
1-3	公募型プロポーザル募集要領 別紙2 技術提案作成要項	○		PDF	
1-4	公募型プロポーザル募集要領 別紙3 VE提案作成要項	○		PDF	
1-5	公募型プロポーザル評価要領	○		PDF	
1-6	様式集（別添一覧）	○		PDF	
1-7	要求水準書		○	PDF	
1-8	要求水準書 別添1 厚木市複合施設整備事業スケジュール（案）		○	PDF	
1-9	要求水準書 別添2 工事区分図		○	PDF	
1-10	要求水準書 別添3 リスク分担表		○	PDF	
1-11	要求水準書 別添4 業務分担表		○	PDF	
1-12	要求水準書 別添5 要求水準確認計画書		○	PDF	
1-13	要求水準書 別添6 技術提案実施計画書		○	PDF	
1-14	要求水準書 別添7 実施設計業務委託特記仕様書		○	PDF	
1-15	要求水準書 別添7 実施設計業務委託特記仕様書 別紙1 実施設計段階体制表（案）		○	PDF	
1-16	要求水準書 別添8 厚木市建築設計共通委託仕様書		○	PDF	
1-17	要求水準書 別添9 厚木市建築設計意図伝達業務委託特記仕様書		○	PDF	
1-18	要求水準書 別添10 厚木市複合施設等基本設計図書		○	PDF	
1-19	事業協定書（案）	○		PDF	
2. 基本設計資料及び敷地関連資料					
2-1	厚木市複合施設基本設計図		○	PDF	CDによる貸出し 【貸出期間】 公告日から 技術提案書等提出期限まで
2-2	計画敷地図		○	PDF	
2-3	敷地測量図		○	PDF	
2-4	インフラ関連資料		○	PDF	
2-5	地下埋設図		○	PDF	
2-6	解体撤去図		○	PDF	
2-7	複合施設整備敷地基礎調査委託報告書		○	PDF	
2-8	電波障害机上検討報告書		○	PDF	
2-9	開発行為協議関連資料		○	PDF	
2-10	工程計画・仮設計画資料（参考資料）		○	PDF	
3. 参考資料					
3-1	厚木市図書館基本構想（平成29年4月）	○		PDF	
3-2	（仮称）こども未来館基本構想（平成29年11月）	○		PDF	
3-3	厚木市新庁舎整備基本構想（平成30年9月）	○		PDF	
3-4	厚木市複合施設等整備基本計画（令和2年1月）	○		PDF	

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務
公募型プロポーザル募集要領
(案)

令和4年11月

厚木市

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務公募型プロポーザル募集要領

第1章 業務概要

1 要旨

この要領は、厚木市複合施設整備事業（以下「本事業」という。）において、設計施工事業者への発注を行うに当たり、豊富な経験と能力を有する優れた民間事業者による提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により当該業務に最適な受注候補者を特定するために必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

(1) 厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務

ア 履行場所

厚木市中町一丁目717番地1ほか

イ 業務内容

本事業の業務内容は次のとおり。（以下「本業務」という。）

(ア) 設計業務 : 実施設計、設計意図伝達、施工計画、コスト管理

(イ) 施工業務

施工業務1 : 先行解体等工事

施工業務2 : 複合施設等工事ほか

ウ 事業費上限額

本事業の事業費上限額は次のとおりとし、上限額を超えた提案は失格とします。

本事業の参加表明書及び技術提案書等を提出する者は、次に示す上限額の範囲内で技術提案を行うこととします。なお、受注候補者に特定された者が提出した技術提案書等に事業費の縮減に係る内容があった場合は、技術提案書等に記載された事業費（以下「価格提案書」という。）に基づき本事業を実施するものとし、事業者の責による上限額の増額に係る交渉には応じません。

(ア) 設計業務の上限額 798,270千円

(イ) 施工業務の上限額 . . . 27,086,752千円

うち、複合施設等工事の上限額 . . . 23,890,347千円

((ア)(イ)ともに、消費税及び地方消費税を含む。税率は10%で計算した額とする。)

エ 業務期間

事業協定の締結日の翌日から令和9年3月1日（月）まで。

なお、各業務の契約は、次の時期を予定しています。

(ア) 設計業務 令和5年5月初旬から令和6年7月31日（水）まで

(イ) 施工業務

施工業務1 令和5年6月初旬から令和6年2月29日（木）まで

施工業務2 令和5年10月初旬から令和9年3月1日（月）まで

ただし、特定された技術提案書等に工期短縮に係る内容があった場合は、当該技術提案書等に記載された業務期間とします。また、受注候補者の責による業務期間の延長に係る交渉には応じません。

オ 支払方法

令和5年から令和8年の各年度末、実施設計完了時、施工業務1完了時、施工業務2の完了時を予定しています。

なお、支払金額及び条件等については、受注候補者から提出される業務工程計画を本市と受注候補者にて協議の上決定します。

カ その他

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式を踏まえて、競争参加資格を有する者に対して技術提案書等の提出を求め、技術提案書等の中立かつ公正な審査の結果に基づき選定した者（以下「受注候補者」という。）と、基本的な協定である「厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務に関する事業協定（以下「事業協定」という。）」及び各業務の契約を締結し、設計及び工事施工等を行う事業です。

参加表明書及び技術提案書等の提出等については、関係法令等に定めるもののほか、この募集要領及び本公募手続において配布した一切の資料（以下「募集要領等」という。）によります。

3 受注者の選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとします。

4 事務局（書類提出及びお問合せ先）

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17（第二庁舎14階）

厚木市 都市整備部 市街地整備課 中町第2-2地区整備係

電話番号 (046) 225-2470（直通）

ファクシミリ番号 (046) 224-4802

メールアドレス 5000@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は全て事務局において行います。

※ 受付時間は平日午前9時から午後5時までとします。ただし、提出書類により受付期間最終日の受付時間が異なるので注意して下さい。

5 募集要領及び必要書類の公開

公開期間 令和4年11月1日（火）から令和5年4月中旬まで（予定）

本市ホームページから厚木市複合施設等整備事業設計施工一括業務公募型プロポーザル募集要領及び関係資料をダウンロードして下さい。

市ホームページ参照先

ホーム>しごと・産業>入札・契約>コンサル>プロポーザル方式

第2章 諸条件に関する事項

1 参加資格

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。ただし、参加者は「(2) 参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしているものとします。

ア 単体企業

イ 共同企業体

次に示す本業務を行う者の2者以上（以下「構成員」という。）によって構成された共同企業体とし、代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資割合の構成員とします。

(ア) 自主的に結成された共同企業体であること。

(イ) 構成員数

設計業務を担当する構成員数 : 施工業務も担う代表構成員を含め2社以内とする。

施工業務を担当する構成員数 : 2又は3社

(ウ) 最低出資割合

設計業務を担当する構成員 : 定めない

施工業務を担当する構成員 : 施工業務の構成員数が2社の場合
1社につき100分の10以上
: 施工業務の構成員数が3社の場合
1社につき100分の5以上

(エ) 構成員の参加資格

代表構成員 : 1(2)による

設計業務を担当する構成員 : 1(3)による

施工業務を担当する構成員 : 1(4)による

ウ コンソーシアムの結成

単体企業又は施工業務を単体企業として参加する共同企業体の場合は、施工業務に関する協力企業（以下「協力企業」という。）とのコンソーシアムを結成し参加することを可能とします。

(ア) 自主的に結成されたコンソーシアムであること。

(イ) 協力企業数 : 1社

(ウ) 協力企業の参加資格 : 1(5)による

エ 単体企業、代表構成員、構成員及び協力企業は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の代表構成員若しくは構成員又は協力的社を兼ねていないこととします。

オ コンソーシアムを結成し参加する場合は、単体企業又は共同企業体の代表構成員が参加手続を行うものとします。

※参加者の構成例

単体企業の場合	単体企業 (設計・施工)	協力企業 (施工)				
1 総合建設業者	●	-				
2 総合建設業者+協力企業	●	●				
共同企業体の場合	設計業務		施工業務			
	代表構成員	構成員	代表構成員	第1 構成員	第2 構成員	協力企業
3 総合建設業者+施工業務構成員1社	●	-	●	●	-	-

4 総合建設業者+施工業務構成員 2 社	●	-	●	●	●	-
5 総合建設業者+設計業務構成員 1 社	●	●	●	-	-	-
6 総合建設業者+設計業務構成員 1 社+協力企業	●	●	●	-	-	●
7 総合建設業者+設計業務構成員+施工業務構成員 1 社	●	●	●	●	-	-
8 総合建設業者+設計業務構成員+施工業務構成員 2 社	●	●	●	●	●	-

(2) 単体企業又は代表構成員の参加資格

本プロポーザルに参加する単体企業又は代表構成員は、次に掲げる全ての要件を満たすこととします。

ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第 31 号）第 6 条に規定する資格者名簿の「業種：建築設計」及び「業種：建築一式」に登録された者であること。

なお、令和 5、6 年定期申請として令和 4 年 1 月 30 日までに行うこと。

イ 参加表明書等の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱(平成 2 年 4 月 1 日施行)及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

エ 2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

キ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。

ケ 次に示す本事業に関連する別途業務の受託者（協力企業を含む。以下同じ。）でないこと。

(ア) 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

(イ) 株式会社マナビノタネ

(ウ) 株式会社トータルメディア研究所

コ 次のいずれかに該当する、ケの受託者と資本若しくは人事面において関連がある事業者でないこと。

(ア) ケの受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている事業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員がケの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該事業者

サ 3(1)に示す特定委員会委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

シ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業許可を受けていること、かつ、同法第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

ス 日本国内で、平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に(ア)かつ(イ)に示す施設の実施設計及び施工を完了した実績を有する者であること。

(ア) 議場を有する延べ面積5,000㎡以上の庁舎

(イ) 延べ面積2,000㎡以上の図書館又はそれと同等の図書館占有部分を有する教育系施設

※ 実施設計の実績については、(3)設計業務の構成員の実施設計実績でも可とします。

セ 次の要件を満たす配置予定技術者を各一人配置すること。

(ア) 統括責任者

本業務全体を統括管理する者として、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、ス(ア)に示す実施設計又は工事に携わった実績があること。

(イ) 管理技術者

設計業務を統括管理する者として、一級建築士の資格を有し、ス(ア)に示す実施設計に携わった実績があること。

(ウ) 建築（総合）主任技術者

一級建築士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築に携わった実績があること。

(エ) 構造主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有し、免震構造である公共建築物の実施設計業務の建築構造に携わった実績があること。

(オ) 電気設備主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築電気設備に携わった実績があること。

(カ) 機械設備主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築機械設備に携わった実績があること。

(キ) 施工計画主任技術者

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の建築（施工計画）に携わった実績があること。

(ク) コスト管理主任技術者

公益社団法人日本建築積算協会が認定するコスト管理士又は建築積算士の資格を有し、公共建築物の実施設計業務の積算に携わった実績があること。

(ケ) 現場代理人

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、ス(ア)に示す新築工事に携わった実績があること。

(コ) 監理技術者

工事監理技術者資格証の交付を受け有効な監理技術者資格講習修了証を有し、公共建築物の新築工事に携わった実績があること。

※1 (ア)統括責任者は、(イ)管理技術者及び(ケ)現場代理人との兼務を可とします。

※2 (ケ)現場代理人は、(コ)監理技術者との兼務を可とします。

※3 (ウ)、(カ)の主任技術者のどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有することとします。

- ※4 (ウ)、(エ)、(オ)、(カ)の主任技術者は、共同企業体を構成する場合、設計業務の構成員からの配置も可とします。
- ※5 配置予定技術者は、本プロポーザルの公告日において所属する企業で3か月以上継続した直接雇用関係が条件となります。
- ※6 配置予定技術者は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして本市が承認した場合以外変更を認めません。
- ※7 参加表明書等の提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定技術者調書を提出する場合、いずれの候補者も、上記の参加資格要件を満たしていなければならないこととします。この場合、技術提案書等の提出時まで配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る配置予定技術者調書を再提出してください。

(3) 設計業務の構成員の参加資格

設計業務の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たすこととします。

- ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿の「業種：建築設計」に登録された者であること。
 なお、参加表明書等の提出時に登録がない者は、所定の様式を提出すること。
 また、現在登録されているか否かに関わらず、令和5、6年定期申請として令和4年11月30日までに言い、その申請書の写しを提出すること。
- イ (2)イからサに示す参加資格を有すること。
- ウ 代表構成員以外の構成員から(2)セ(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)のいずれかの主任技術者を1名以上配置すること。
- ※ 配置予定設計技術者については、(2)セ※5、※6、※7を適用します。

(4) 施工業務の構成員の参加資格

施工業務の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たすこととします。

- ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿の「業種：建築一式」に登録された者であること。
- イ (2)イからサに示す参加資格を有すること。
- ウ (2)シにおける経営事項審査の建築一式工事の総合評点が660点以上であること。
- エ 厚木市に本社を置く企業であること。
- オ 次に示す施工に係る主任技術者を配置できること。
 - (ア) 建設業法に定める主任技術者の資格を有するものであること。
 - (イ) 平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完成、引渡し完了した、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の公共建築物の新築工事を元請けとして施工した実績があること。
- ※ 配置予定施工技術者については、(2)セ※5、※6、※7を適用します。

(5) 協力企業の参加資格

コンソーシアムとして参加する協力企業は、次に掲げる全ての要件を満たす企業であるものとします。

ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第 31 号）第 6 条に規定する資格者名簿の「業種：建築一式」に登録された者であること。

イ (2)イからサに示す参加資格を有すること。

ウ (2)シにおける経営事項審査の建築一式工事の総合評点が 660 点以上であること。

エ 厚木市に本社を置く企業であること。

オ 次に示す施工に係る主任技術者を配置できること。

(ア) 建設業法に定める主任技術者の資格を有するものであること。

(イ) 平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に完成、引渡しが完了した、公共建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。

※ 配置予定施工技術者については、(2)セ※5、※6、※7を適用します。

(6) 配置予定技術者の配置要件

業務 区分	配置予定 技術者	単体企業の場合		共同企業体の場合				
		単体企業 (設計施工)	協力企業 (施工)	代表構成員	設計業務	施工業務		
					構成員	第1 構成員	第2 構成員	協力企業
統括	統括責任者	◎	—	◎	—	—	—	—
設計 業務	管理技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
	建築(総合)主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	構造主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	電気設備主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	機械設備主任技術者	◎	—	○	○	—	—	—
	施工計画主任技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
	コスト管理主任技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
施工 業務	現場代理人	◎	—	◎	—	—	—	—
	監理技術者	◎	—	◎	—	—	—	—
	主任技術者	—	◎	—	—	◎	◎	◎

◎は、単体企業又は共同企業体を構成した場合の必須配置技術者

○は、共同企業体を構成し、設計業務に参加する場合は、設計業務の構成員から 1 名以上の配置予定技術者を配置すること。

2 選定方針（審査）

第一次審査は、参加表明書等を提出した者（以下「応募者」という。）の参加資格を事務局において確認し技術提案書等の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。

第二次審査は、技術提案書等の内容を評価し、提案者の中から受注候補者及び次点候補者を特定します。審査の詳細は、厚木市複合施設整備事業公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に記述します。

第二次審査は、提案者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、特定委員会が評価要領に基づき採点を行います。また、価格評価については、事務局が評価要領に基づき採点を行います。それらの評価点の総計が最低基準点である 65 点（105 点満点）以上の提案者のうち、最も評価点が高い者を本業務の受注候補者とし、2 番目に高い者を次点候補者として特定します。ただし、「不十分」と評価された項目があった場合は、評価点にかかわらず失格とします。

3 特定委員会等

(1) 特定委員会委員

特定委員会は、次の表に掲げる委員で構成し、技術提案書等について採点を行います。

役職	氏名	所属等
委員長	山崎 俊裕	東海大学 教授
副委員長	上前 行男	厚木市 副市長
委員	松井 正宏	東京工芸大学 教授
委員	山本 佳嗣	東京工芸大学 准教授
委員	鈴木 徹	厚木市 許認可担当部長
委員	内藤 悟	厚木市 市街地整備担当部長

※ 所属等については、令和4年11月現在のもの。

(2) 関連業務専門家

特定委員会の審議を円滑に行うため、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社をアドバイザーとし、事務局とともに特定委員会を支援します。

4 スケジュール（予定）※

実施内容	実施期間
公告	令和4年11月 1日（火）
質問受付期間 （参加表明書等に関する質問）	令和4年11月 1日（火）から 11月 8日（火）午後3時まで
質問回答日 （参加表明書等に関する質問）	令和4年11月16日（水）
参加表明書等受付期間	令和4年11月17日（木）から 11月29日（火）午後3時まで
提案資格確認結果通知 技術提案提出要請書の送付	令和4年12月 5日（月）
質問受付期間 （技術提案書及びV E 提案等に関する質問）	令和4年12月 6日（火）から 12月12日（月）午後3時まで
質問回答日 （技術提案書及びV E 提案等に関する質問）	令和4年12月22日（木）
V E 提案書提出	令和5年 1月17日（火）から 1月23日（月）午後3時まで
V E 提案書に関するヒアリング	令和5年 1月30日（月）及び 1月31日（火）
V E 提案採否通知	令和5年 2月10日（金）
技術提案書等受付期間	令和5年 2月20日（月）から 2月28日（火）午後3時まで
プレゼンテーション 及びヒアリング審査実施予定日	令和5年 3月14日（火）
選定結果通知予定日	令和5年 3月下旬
事業協定の締結 設計業務契約	令和5年 4月下旬
施工業務1 仕様書協議及び見積合わせ 工事請負契約	令和5年 6月上旬

施工業務 2 仕様書協議及び見積合わせ 工事請負契約仮契約	令和 5 年 7 月下旬
施工業務 2 工事請負契約契約	令和 5 年 10 月上旬

※ スケジュールは予定のため、変更することがあります。

※ スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、厚木市ホームページに掲載します。

5 プロポーザル実施時の留意事項

(1) 費用負担

参加表明書等並びに技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者及び提案者の負担とします。

(2) 提案数

参加表明書等及び技術提案書等の提出は、1 者につき 1 件のみとします。

(3) 提出方法

本プロポーザルに関する全ての書類提出は、事務局への持参又は託送による提出を原則とします。ただし、質問のみ、電子メールによる問合せを受け付けます。

持参以外の方法による書類の不達について、本市はその責任を負わないものとします。応募者及び提案者において電話等により書類到達の確認を行ってください。

(4) 提出書類等の取扱い

提出された書類等については一切返却しません。

提出された書類等の著作権は応募者及び提案者に帰属しますが、本市は次の場合において、提出された書類等を無償で使用する権利を持つものとします。

ア 提案者の選定並びに受注候補者及び次点候補者の特定のために使用する場合

イ 受注候補者及び次点候補者特定後、市ホームページにて市民等に対し公開する場合

ウ 厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）等関連規程に基づき公開する場合

エ ア又はウの実施に当たり、複製を作成する場合

オ プロポーザルの結果等を公表する場合において、常識的な範囲内において提案の一部を公開する場合

(5) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、原則として特定委員会の審議に諮った上で、失格とします。

ア 特定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず接触を求めた場合

イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 複数の提案をした場合

エ プレゼンテーション及びヒアリング時に、新たな説明資料を追加した場合

オ 提出書類等に虚偽の記載をした場合

カ 参加表明書等提出後、1 (1) から (5) の要件のいずれかを満たさなくなった場合

キ 第二次審査の評価項目において、「不十分」と評価された場合

ク その他本募集要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

ケ 他者の提案を盗用したもの。

(6) プロポーザルの成立

本プロポーザルの提案者が1者の場合も本プロポーザルは成立するものとし、その際は受注候補者のみを特定しますが、提案者の第二次審査の評価点の総計が最低基準点である63点（105点満点）を下回る場合は、受注候補者として特定しません。

(7) その他

ア 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とします。

イ 本プロポーザルは、厚木市プロポーザル方式実施要綱（平成23年4月1日施行）に基づき実施します。本募集要領に定めがないことについては、同要綱の趣旨に基づき実施します。

ウ 本事業の施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。

エ 本事業は、工事監理業務を別途発注する予定としています。

オ 現地説明会は行ないません。

第3章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出して下さい。

(1) 提出期間

令和4年11月17日（木）午前9時から11月29日（火）午後3時まで
（土、日曜日を除く。）

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は託送

(4) 提出書類

ア 参加表明書等の提出時は次の書類を提出して下さい。

No.	提出書類	様式	提出 部数	添付書類等
1	参加表明書	第1-1号様式	1部	・ 建築士法（昭和25年法律第202号） 第24条の6の規定により閲覧に供する書 類の写し（設計業務を行う構成員全て） ・ 建設業許可通知書の写し（施工業務を行 う構成員全て） ・ 実績として記載した実施設計及び施工の 内容が、当該要件を満たすことを確認でき る資料（計画通知書の写し、契約書の写し、 P U B D I S の写し又は重要事項説明書 （建築士法第24条の7）の写し（発注者 の受領印が押印されているもの。）等）
2	参加資格要件チ ェックシート	第1-2号様式	1部	
4	構成員一覧表	第1-3号様式	1部	
5	会社概要	第2-1号様式	1部	
6	関連事業実績調 書	第2-2から 2-9号様式	各1部	
7	配置予定技術者 調書	第3-1から 3-11号様 式	各1部	・ 資格者証の写し及び資格の取得時期が確 認できる書類の写し ・ 直接雇用関係があることを証明するもの （健康保険証の写し等） ・ 実績として記載した実施設計及び施工の 内容が、当該要件を満たすことを確認でき る資料（計画通知書の写し、契約書の写し、 P U B D I S の写し又は重要事項説明書 （建築士法第24条の7）の写し（発注者 の受領印が押印されているもの。）等）

8	共同企業体協定書	第4-1号様式	1部	・全構成員の押印がないものでも受け付けるが、技術提案書の提出期限までに、全構成員が押印した協定書の写しを提出すること。
9	コンソーシアム協定書	第4-2号様式	1部	・全構成員の押印がないものでも受け付けるが、技術提案書の提出期限までに、全構成員が押印した協定書の写しを提出すること。
10	委任状	第5号様式	1部	

※ 共同企業体を結成する場合は、8共同企業体協定書と10委任状を追加し提出して下さい。

※ コンソーシアムを結成する場合は、9コンソーシアム協定書と10委任状を追加し提出して下さい。

(5) 提出部数

(4)に記載の部数を提出すること。また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出して下さい。

(6) 作成上の留意点

ア 企業の同種施設の実績について、実施設計及び施工の実績は、審査において加点評価の対象とします。

イ 配置予定設計技術者の実績は、審査において加点評価の対象とします。

(7) 参加表明書等に関する質問

本プロポーザルの参加及び第一次審査について質問がある場合は、質問書（第6号様式）を次のとおり提出して下さい。電話、ファクシミリ、口頭等による質問並びに評価及び採点に関する質問は受け付けません。

なお、技術提案書等に関する質問については別に受付期間を設けます。

ア 提出期間

令和4年11月1日（火）から11月8日（火）午後3時まで

イ 提出方法

事務局への持参又は電子メール（タイトル「【参加表明書等質問】厚木市複合施設整備事業公募型プロポーザル」）

ウ 電子メールによる提出先

5000@city.atsugi.kanagawa.jp

質問書を送信した場合は、必ず事務局に電話で受信確認をして下さい。

エ 提出書類

質問書（第6号様式）及び電子データ（マイクロソフト社製のワード形式）

オ 質問に対する回答

令和4年11月16日（水）までに本市ホームページに公表します。

カ 本市ホームページ参照先

ホーム>しごと・産業>入札・契約>コンサル>プロポーザル方式

(8) 参加資格の確認及び第一次審査

参加表明書等の提出後、参加資格の確認と第一次審査を行う。令和4年12月1日（木）に第一次審査の結果を通知します。

(9) 配置予定技術者の変更

参加表明書等の提出後に配置予定技術者調書（第3-1から3-11号様式）に記載した各技術者の変更は、原則不可とします。ただし、病症又は死亡等の特別な理由による変更（証明書の添付が必要。）であり、かつ、変更後の者について資格、経験年数、実績等の評価が同等以上であるとを本市が承諾した場合はこの限りではありません。

2 VE提案書の提出

第一次審査結果通知により技術提案書等の提出要請を受けた者は、次のとおりVE提案書の提出が行えるものとします。

(1) 提出期間

令和5年1月17日（火）午前9時から23日（月）午後3時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は託送

(4) 提出書類

No.	提出書類	様式等	提出部数等
1	VE提案書	第9-1号から第9-2号様式	15部

(5) 作成方法

「別紙3 VE提案書作成要領」に基づき作成して下さい。

(6) 提出部数等

VE提案書は、15部をクリップで左綴じにして提出してください。また、第9-1号様式はエクセルデータにて、第9-2号様式はPDFデータにて、CD-R等で併せて提出して下さい。

なお、提出資料のうち特に指示のあるものを除き、商号又は名称、代表者名等の提案者が判別できる記載は、一切行わないで下さい。判別できる場合は、失格とすることもあるので十分確認した上で提出してください。

(7) VE提案の審査

提案者から提出されたVE提案書について、市は特定委員会の意見を踏まえ採否を決定します。

(8) VE提案ヒアリング

VE提案の確認を行うことを目的に、審査に参加する提案者と事務局等の間で個別対話を実施します。なお、個別対話は非公開とします。

ア 開催日

令和5年1月30日（月）及び31日（火） 1提案者当たり1時間程度

開始時間については、別途、審査に参加する提案者に通知します。

イ 会場

別途、審査に参加する提案者に通知します。

ウ 実施方法

(7) VE提案ヒアリングに参加できる提案者は、統括責任者、設計業務管理技術者を含む10名までとします。

(4) VE提案ヒアリングは、提出されたVE提案書に基づき行います。

(9) VE提案の採否通知

ア VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った提案者に個別に通知します。

イ 採用とされたVE提案については、「3 技術提案書等の提出」時に再度提出します。

ウ 提案者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該提案者の承諾を得た内容については、公表することがあります。

エ VE提案審査結果に対する質疑は受け付けません。

3 技術提案書等の提出

提案者は、次のとおり提出して下さい。

(1) 提出期間

令和5年2月20日（月）午前9時から28日（火）午後3時まで
（土、日曜日を除く。）

※ 提出期限までに技術提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は託送

(4) 提出書類

No.	提出書類	様式等	提出部数等
1	技術提案提出書	第7-1号様式	1部
2	価格提案書	「別紙1 価格提案書作成要領」による。	
3	技術提案書	第7-2から第7-5号様式 「別紙2 技術提案書作成要領」による。	15部
4	VE提案書	2 VE提案書の提出による。	

(5) 価格提案書

設計業務費及び施工業務費について、「別紙1 見積提案書作成要領」に基づき作成して下さい。

(6) 技術提案書

技術提案書は、次のテーマについて、「別紙2 技術提案書作成要領」に基づき、計画方針等を簡潔に記載して下さい。

ア テーマ1 「本業務の実施方針」

イ テーマ2 「実施設計業務の実施方針」

ウ テーマ3 「施工業務の実施方針」

エ テーマ4 「地域貢献」

(7) VE提案書

2 (9) V E 提案の採否通知にて採用とされた V E 提案書について、「別紙 3 V E 提案書作成要領」に基づき作成してください。なお、採用とされた V E 提案以外は受け付けません。

(8) 提出部数等

ア 価格提案書

(ア) 「様式 8-1 価格提案書」及び「様式 8-2 概算工事費等集計表」

価格提案書と概算工事費等集計表及びデータ (C D-R 等) 各 1 部を封入し、糊付け部分を封印して提出して下さい。表面には提案者名を記載し、「価格提案書及び概算工事費集計表在封」と明記して下さい。

(イ) 「内訳明細書」

内訳明細書及びデータ (C D-R 等) 各 1 部を封入し、糊付け部分を封印して提出して下さい。表面には提案者名を記載し、「内訳明細書在封」と明記して下さい。

イ V E 提案書

(ア) 「様式 9-1 V E 提案総括表」及び「様式 9-2 V E 提案書」

V E 提案総括表と V E 提案書及びデータ (C D-R 等) 各 1 部を封入し、糊付け部分を封印して提出して下さい。表面には提案者名を記載し、「V E 提案総括表及び V E 提案書在封」と明記して下さい。

(イ) 「V E 内訳明細書」

内訳明細書及びデータ各 1 部を封入し、糊付け部分を封印して提出して下さい。表面には提案者名を記載し、「V E 内訳明細書在封」と明記して下さい。

ウ 技術提案書

15 部をクリップで左綴じにして提出して下さい。また、C D-R 等により P D F 電子データも併せて提出して下さい。

なお、提出資料のうち特に指示のあるものを除き、商号又は名称、代表者名等の提案者が判別できる記載は、一切行わないで下さい。判別できる場合は、失格とするため十分確認した上で提出して下さい。

(9) 技術提案書等の取扱い

ア 本市は、提出された技術提案書等の内容について、提案者に内容の確認すること及び追加資料を求めることができるものとします。

イ 提出期限以降の差替え又は再提出は認めません。

ウ 受領した技術提案書等及び添付書類は返却しません。

エ 技術提案等については、その後の本業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。

オ 事務局が応募者及び提案者に対して貸与した図書 (記録用メディア媒体を含む。) がある場合は、技術提案書等の提出期限までに返却して下さい。

カ 本手続のために提出された資料は、本手続以外に提案者に無断で使用しないが、提出された技術提案書等は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、提案者に確認の上、提案者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き公表することがあります。

キ 本手続のために提出された資料は、本手続に係る作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

ク 本手続及び本事業に関して応募者及び提案者が作成し又は提出する資料等 (技術提案書等及び成果物を含むがこれらに限定されない。) は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、

商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、本市に対して保証して下さい。応募者及び提案者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者及び提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(10) 技術提案書及びV E 提案書等に関する質問

技術提案書及びV E 提案書等について質問がある場合は、質問書（第6号様式）を次のとおり提出して下さい。電話、ファクシミリ又は口頭等による質問並びに評価及び採点に関する質問は受け付けません。

ア 提出期間

令和4年12月6日（火）から12月12日（月）午後3時まで

イ 提出方法

事務局への持参又は電子メール（タイトル「【技術提案書等質問】厚木市複合施設整備事業公募型プロポーザル」）

ウ 電子メールによる提出先

5000@city.atsugi.kanagawa.jp

質問書を送信した場合は、必ず事務局に電話で受信確認をして下さい。

エ 提出書類

質問書（第6号様式）及び電子データ（マイクロソフト社製のエクセル形式）

オ 質問に対する回答

令和4年12月22日（木）までに、提案者へ電子メールの添付ファイルとして回答します。

4 プレゼンテーション及びヒアリング

（審査については、第2章2を確認すること。）

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは、原則、非公開で実施します。日時、場所、実施方法等は、第一次審査の結果通知により、技術提案書等の提出要請とともに通知します。実施順番は本市が無作為に決定します。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、統括責任者、管理技術者、建築（総合）主任技術者及び現場代理人に配置する予定の者を含む8人以内とします。主たる説明は、統括責任者、管理技術者、または建築（総合）主任技術者となる予定の者が行って下さい。P C等の専属操作員も出席者に含みます。
- (3) プレゼンテーションは、技術提案書の記載内容の説明（30分間）を行い、ヒアリングは特定委員会委員からの質問に対して回答（20分間）して下さい。
- (4) スクリーンに投影できる資料は提出した技術提案書とします。当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- (5) プレゼンテーションにおいて、スクリーン、プロジェクター等の機器は本市で用意します。その他P C等必要となる機器は提案者が用意して下さい。本市が用意する機器の仕様等については提案者に別途通知します。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、状況によりテレビ会議等により対面せずに実施する場合があります。詳細は、提案者に別途通知します。

5 最終審査結果の通知及び公表

- (1) 第二次審査終了後、受注候補者及び次点候補者に特定された者に対し、その旨を技術提案書等結果通知書により通知します。
 - (2) 受注候補者及び次点候補者に特定されなかった提案者に対しては、特定しなかった旨及び理由を通知します。
 - (3) 最終審査結果については、次の内容を本市ホームページ上で公表します
 - ア 受注候補者名
 - イ 評価結果
 - ウ 特定理由
 - エ 技術提案書
- ※ 受注候補者以外の提案者は、特定できない方法で公表します。また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者を公表します。

6 審査結果に関する説明

審査結果の理由説明が必要な場合は、次の方法により書面で請求することができます。

- (1) 請求期日
提案資格確認結果通知書又は技術提案書等結果通知書に記載します。
- (2) 請求場所
事務局
- (3) 請求方法
任意の様式による書面（ただし、規格は、A4判、用紙縦向き、横書き及び片面印刷とし、法人名、代表者（共同企業体の代表者）印押印、部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記すること。）により、持参又は郵送（書留）によるものとします。
- (4) 受理した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

第4章 契約等に関する事項

1 契約手続

本市は、受注候補者となった者を契約交渉相手方として契約交渉を行います。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には次点候補者を契約交渉相手方とします。

契約交渉相手方の技術提案書等を適切に反映した仕様書を作成するために内容協議を行い、仕様書を決定します。

契約形態は随意契約とし、見積書の提出を求めます。

なお、契約額は原則として、提出された価格提案書の範囲内とします。

2 事業協定の締結

本市と受注候補者は、技術提案書等を適切に反映した仕様書を決定後、すみやかに事業協定を締結します。

3 設計業務委託契約の締結

- (1) 本市と受注候補者は、事業協定の締結後、すみやかに設計業務委託契約に関する見積合わせを行い、要求水準書等に基づく契約を締結します。
- (2) 見積合わせに係る資料作成等の費用は、受注候補者の負担とします。

4 価格等の交渉

- (1) 施工業務に係る価格等の交渉については事業協定書によるものとします。価格等の交渉には受注候補者が配置する統括責任者が出席して下さい。
- (2) 受注候補者との交渉が不成立となった場合は、次点候補者を受注候補者として同様の手続きを行います。
- (3) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、受注候補者の負担とする。

5 施工業務に係る工事請負契約の締結

- (1) 価格等の交渉の成立後、本市は受注候補者と見積合わせを行い、施工業務の契約の相手方を決定します。なお、見積合わせの結果、契約に至らなかった場合は、4 (2)に従って手続きを行います。
- (2) 見積合わせに係る資料作成等の費用は、受注候補者の負担とします。

6 事業協定書等の作成

「事業協定書」、「設計業務委託契約書」、「工事施工業務契約書（工事請負契約書）」を受注候補者で作成して下さい。

7 契約保証金

本市と契約を締結する場合は、設計業務及び施工業務それぞれについて、原則として契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。詳細については、厚木市契約規則第29条第3項及び第31条を確認してください。

8 技術提案の履行

受注者は技術提案書等の提案事項に基づき、責任をもって確実に履行して下さい（本市に不利益となる技術提案書の提案事項を除く）。また、受注者の責に帰することのできない事情により技術提案書等の提案事項が達成できない場合は、本市と協議の上、同等と認められる方法で本事業を履行するものとします。

履行できない場合は、契約書に基づき、違約金の対象とします。なお、技術提案書等の提案事項を達成する意思が受注者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがあります。

9 その他

(1) 議決を要する契約の成立要件

ア 厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当する契約（予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約）は、議会の議決を要します。また、当該契約を締結しようとするときは、厚木市契約規則第28条の規定を適用します。

イ アの場合において、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく参加資格の制限又は厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないものとします。

- (2) 本事業は、厚木市公契約条例第6条第1項第1号に掲げる契約（予定価格1億円以上の工事請負契約）に該当し、労働報酬下限額が適用され、労働報酬下限額以上の労働の対価の支払、労働者等への周知等厚木市公契約条例施行規則別表第1に掲げる事項を契約で定めます。

厚木市ホームページ掲載の「しごと・産業」>「入札・契約」>「厚木市公契約条例」に掲載している「厚木市公契約条例」、「厚木市公契約条例施行規則」及び「厚木市公契約条例の手引」並びに別添の「厚木市公契約条例に基づく特記事項」を確認してください。

- (3) 契約検査課発注の工事、コンサルについては手持ち制限を設けており、各構成員について、令和5年度以降、年度ごとに1件としてカウントします。（金額はカウントしません。）協力企業は、件数、金額ともにカウントしません。なお、参考に令和4年度の手持ち制限については、厚木市ホームページに「令和4年度工事における入札執行方法について」、「令和4年度コンサルにおける入札執行方法について」として掲載しています。

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務
公募型プロポーザル評価要領
(案)

令和4年11月

厚木市

1 目的

本評価要領は、厚木市複合施設整備事業設計施工一括型公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、評価点の算出方法並びに受注候補者及び次点候補者の特定方法を示すものです。

2 選定方法

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

(1) 第一次審査は、参加表明書等を提出した者（以下「応募者」という。）の参加資格を事務局において確認し技術提案書等の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。

(2) 第二次審査は、事務局が提案者、配置予定技術者及び価格評価について評価要領に基づき採点を行います。また、特定委員会が技術提案書について提案者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価要領に基づき採点を行います。

それらの評価点の総計が最低基準点である 65 点（105 点満点）以上の提案者のうち、最も評価点が高い者を本業務の受注候補者とし、2 番目に高い者を次点候補者として特定するものとします。ただし、「不十分」と評価された項目があった場合は、評価点にかかわらず失格とします。

(3) 第二次審査における技術提案書の評価は、各委員の専門領域が異なることを勘案し、委員同士の真摯な議論をもとにそれぞれが評価を行うものとします。全体の採点を集計した評価点の最高点が全く同じ者が 2 者以上となった場合は、各委員が意見交換を行った後、採点を再度行うものとします。その結果、再度、最高評価点が同じとなった場合は、委員長が判断し、受注候補者を決定するものとします。

評価項目	評価基準		配点	
				小計
提案者	提案者の組織体制		5.0	5.0
	提案者の設計実績	庁舎	1.5	5.0
		図書館	1.0	
		展示施設	1.0	
		複合施設	1.5	
	提案者の施工実績	庁舎	1.5	5.0
		図書館	1.0	
		展示施設	1.0	
		複合施設	1.5	
計			15.0	

配置予定技術者	配置予定技術者の実施設計業務又は施工業務の実績	庁舎等の実施設計業務実績	統括責任者		1.0	5.0
			管理技術者		1.0	
			主任技術者	建築（総合）	0.5	
				構造	0.5	
				電気設備	0.5	
				機械設備	0.5	
				施工計画	0.5	
				コスト管理	0.5	
		複合施設の実実施設計業務実績	統括責任者		1.0	5.0
			管理技術者		1.0	
			主任技術者	建築（総合）	0.5	
				構造	0.5	
				電気設備	0.5	
				機械設備	0.5	
				施工計画	0.5	
				コスト管理	0.5	
		庁舎等の施工業務実績	統括責任者		1.5	2.5
			現場代理人		0.5	
			監理技術者		0.5	
		複合施設の施工業務実績	統括責任者		1.5	2.5
			現場代理人		0.5	

			監理技術者	0.5	
				計	15.0

技術提案書	【テーマ1】 本業務の実施方針	(ア) 本業務の取組方針や業務分担体制に関する提案（取組方針/組織体制・業務分担/総合調整力/バックアップ体制）	5.0	10.0
		(イ) 設計施工一括型業務の特性を活用した事業スケジュールを実現するための提案（効率的な整備手順/スケジュール管理ポイント/不測時の対応力）	5.0	
	【テーマ2】 実施設計業務の実施方針	(ア) 基本設計を踏まえ、より魅力的・機能的・合理的な設計提案（サードプレイス/広場的スペース/機能間連携/庁舎窓口/フレキシブルな空間構成）	10.0	30.0
		(イ) 設計施工一括型業務の特性を活用したコスト管理方策に関する設計提案（コスト管理/柔軟なVE提案/物価変動対応）	10.0	
		(ウ) 環境にやさしく、ライフサイクルコスト低減が図られる設計提案（LCC削減/長寿命化/自然エネルギー/カーボンニュートラル/感染症対策/地場産木材）	5.0	
		(エ) にぎわいと防災拠点とが両立される設計提案（歩いて楽しいまち/周辺施設とのつながり/外構計画/止水壁等による浸水対策）	5.0	
	【テーマ3】 施工業務の実施方針	(ア) 事業スケジュールに沿った実現性のある工事工程に関する提案（施工体制/工期短縮/遅延リスクへの対応/関連業務との調整）	5.0	15.0
		(イ) 施工品質を確保するための方策及び確認に関する提案（品質確保の具体的方策/品質確認の方法/品質向上のための方策）	5.0	
		(ウ) 近隣及び周辺環境に配慮した施工計画及び工事ステップに関する提案（近隣対	5.0	

		策/工事ステップ/仮設計画/施設利用者の安全対策)		
	【テーマ 4】 地域貢献	(ア) 厚木市内企業への発注予定額の提案	5.0	10.0
		(イ) 地域貢献に関する提案（周辺地域への配慮・協力/役務・サービス等による地域への貢献）	5.0	
計			65.0	

価格提案	10.0×[(最低価格提案)／(当該価格提案)]	10.0
------	--------------------------	------

合 計	105.0
-----	-------

(1) 提案者の評価（配点）【15.0 点】

ア 提案者の組織体制 【5.0 点】

提案者の組織体制について採点します。

組織体制	配点
厚木市内に本社を置く企業を構成員とする共同企業体	5.0
厚木市内に本社を置く企業を協力企業と結成するコンソーシアム	3.0
上記以外の組織体制	2.0

イ 提案者の設計実績 【5.0 点】

(ア) 評価は、庁舎、図書館、展示施設及び複合施設の実施設設計業務について、日本国内の建物で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

募集要領「第2章1(1)ア」に登録された者が支社又は支店等の場合は、会社としての実績も対象とします。

また、共同企業体で参加する場合は、全ての構成員の実績を対象とすることができるものとします。

(イ) 採点方法は、次のとおりとします。

a 庁舎 (1.5 点)

(a) 議場を有する延べ面積5,000㎡以上の庁舎の新築に関する実施設設計業務を完了した実績とします。

(b) 1.5点×庁舎実績係数により採点します。

【庁舎実績係数表】

用途	延べ面積	
	10,000 ㎡以上	10,000 ㎡未満

		5,000 m ² 以上
庁舎	1.0	0.8

b 図書館（1.0 点）

- (a) 延べ面積 2,000 m²以上の図書館又はそれと同等の図書館占有部分を有する教育系施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。
- (b) 1.0 点×図書館実績係数により採点します。

【図書館実績係数表】

用途	延べ面積	
	5,000 m ² 以上	5,000 m ² 未満 2,000 m ² 以上
図書館	1.0	0.8

c 展示施設（1.0 点）

- (a) 展示施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。
- (b) 1.0 点×展示施設実績係数により採点します。
- (c) 展示施設の実実施設計業務実績がない場合、評価点は 0 点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【展示施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上	1,000 m ² 未満
展示施設	1.0	0.8	0.6

d 複合施設（1.5 点）

- (a) 複合施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績とします。
- (b) 1.5 点×複合施設実績係数により採点します。
- (c) 複合施設の実実施設計業務実績がない場合、評価点は 0 点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

ウ 提案者の施工実績【5.0 点】

(7) 評価は、庁舎、図書館、展示施設及び複合施設の実績について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した新築工事の実績を対象とします。

募集要領「第2章1(1)ア」に登録された者が支社又は支店等の場合は、会社としての実績も対象とします。

また、共同企業体で参加する場合は、全ての構成員の実績を対象とすることができるものとします。

(i) 採点方法は、次のとおりとします。

a 庁舎 (1.5 点)

(a) 議場を有する延べ面積5,000㎡以上の庁舎の新築工事を完了した実績とします。

(b) 配点1.5点×庁舎実績係数により採点します。

【庁舎実績係数表】

用途	延べ面積	
	10,000 ㎡以上	10,000 ㎡未満 5,000 ㎡以上
庁舎	1.0	0.8

b 図書館 (1.0 点)

(a) 延べ面積2,000㎡以上の図書館又はそれと同等の図書館占有部分を有する施設の新築工事を完了した実績とします。

(b) 配点1.0点×図書館実績係数により採点します。

【図書館実績係数表】

用途	延べ面積	
	5,000 ㎡以上	5,000 ㎡未満 2,000 ㎡以上
図書館	1.0	0.8

c 展示施設 (1.0 点)

(a) 展示施設の新築工事を完了した実績とします。

(b) 配点1.0点×展示施設実績係数により採点します。

(c) 展示施設の新築工事实績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【展示施設実績係数表】

用途	延べ面積
----	------

	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上	1,000 m ² 未満
展示施設	1.0	0.8	0.6

d 複合施設（1.5 点）

- (a) 複合施設の新築工事を完了した実績とします。
- (b) 配点 1.5 点×複合施設実績係数により採点します。
- (c) 複合施設の新築工事实績がない場合、評価点は 0 点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

(2) 配置予定技術者の評価（配点）【15.0 点】

統括責任者、管理技術者、建築（総合）主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者、施工計画主任技術者、コスト管理主任技術者、現場代理人及び監理技術者の有する業務実績について採点し、合計を本項目の評価点（少数点第 2 位を四捨五入）とします。

ア 庁舎等の実施設計業務実績【5.0 点】

- (ア) 配置予定技術者の実績とする実施設計業務に従事した立場について、評価します。
- (イ) 評価は、庁舎、公共建築物について、日本国内で平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に完了した実績を対象とします。
- (ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×庁舎等実績係数×立場係数により採点します。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.0
管理技術者	1.0
建築（総合）主任技術者	0.5
構造主任技術者	0.5

電気設備主任技術者	0.5
機械設備主任技術者	0.5
施工計画主任技術者	0.5
コスト管理主任技術者	0.5

【庁舎等実績係数表】

配置予定 技術者	用途	延べ面積		
		10,000 ㎡以上	10,000 ㎡未満 5,000 ㎡以上	5,000 ㎡未満
統括責任者 管理技術者	庁舎	1.0	0.8	—
各主任技術者	公共建築物	1.0	0.8	0.6

※構造主任技術者については、免震構造のものとします。

【立場係数表】

配置予定技術者	従事した立場	係数
統括責任者 管理技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4
各主任技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	1.0
	担当者	0.8

イ 複合施設の実施設計業務実績【5.0点】

(ア) 配置予定技術者の実績とする実施設計業務に従事した立場について、評価します。

(イ) 評価は、複合施設について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×複合施設実績係数×立場係数により採点します。実績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.0
管理技術者	1.0
建築（総合）主任技術者	0.5

構造主任技術者	0.5
電気設備主任技術者	0.5
機械設備主任技術者	0.5
施工計画主任技術者	0.5
コスト管理主任技術者	0.5

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

【立場係数表】

担当業務分野	従事した立場	係数
統括責任者 管理技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4
主任技術者	管理技術者	1.0
	主任技術者	1.0
	担当者	0.8

ウ 庁舎等の施工業務実績【2.5点】

(7) 配置予定技術者の実績とする新築工事に従事した立場について、評価します。

(イ) 評価は、庁舎、公共建築物について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×庁舎等実績係数×立場係数により採点します。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.5
現場代理人	0.5
監理技術者	0.5

【庁舎等実績係数表】

配置予定 技術者	用途	延べ面積		
		10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上	5,000 m ² 未満
統括責任者	庁舎	1.0	0.8	—

現場代理人				
監理技術者	公共建築物	1.0	0.8	0.6

【立場係数表】

担当業務分野	従事した立場	係数
統括責任者 現場代理人	現場代理人	1.0
	監理技術者	0.8
	主任技術者又は担当者	0.4
監理技術者	監理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.4

エ 複合施設の施工業務実績【2.5点】

(ア) 配置予定技術者の実績とする新築工事に従事した立場について、評価します。

(イ) 評価は、複合施設について、日本国内で平成19年4月1日から令和4年10月31日までの間に完了した実績を対象とします。

(ウ) 採点方法は、次のとおりとします。

配置予定技術者ごとに設定された基礎点×複合施設実績係数×立場係数により採点します。実績がない場合、評価点は0点としますが、「不十分」の評価には該当しません。

【基礎点表】

配置予定技術者	基礎点
統括責任者	1.0
現場代理人	0.5
監理技術者	0.5

【複合施設実績係数表】

用途	延べ面積		
	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
複合施設	1.0	0.8	0.6

【立場係数表】

担当業務分野	従事した立場	係数
統括責任者 現場代理人	現場代理人	1.0
	監理技術者	0.8
	主任技術者又は担当者	0.4
監理技術者	監理技術者	1.0

	主任技術者	0.8
	担当者	0.4

(3) 技術提案書の評価（配点）【65.0 点】

テーマ1 からテーマ4 に関する提案について、以下の観点より評価します。

本事業や基本設計に対して理解度の高い提案となっているか。

検討事項や課題に対する的確性・具体性・実現性の高い提案となっているか。

ア 「テーマ1 本業務の実施方針」【10.0 点】

(ア) 本業務の取組方針及び業務体制等に関する提案（5.0 点）

（取組方針/組織体制・業務分担/総合調整力/バックアップ体制）

(イ) 設計施工一括型業務の特性を活用した事業スケジュールを実現するための提案（5.0 点）

（効率的な整備手順/スケジュール管理ポイント/不測時の対応力）

イ 「テーマ2 実施設計業務の実施方針」の評価【30.0 点】

(ア) 基本設計を踏まえた、より魅力的・機能的・合理的な設計提案（10.0 点）

（サードプレイス/広場的スペース/機能間連携/庁舎窓口/フレキシブルな空間構成）

(イ) 設計施工一括型業務の特性を活用したコスト管理方策に関する設計提案（10.0 点）

（コスト管理/柔軟なVE提案/物価変動対応）

(ウ) 環境にやさしく、ライフサイクルコスト低減が図られる設計提案（5.0 点）

（LCC削減/長寿命化/自然エネルギー/カーボンニュートラル/感染症対策/地場産木材）

(エ) にぎわいと防災拠点とが両立される設計提案（5.0 点）

（歩いて楽しいまち/周辺施設との繋がり/外構計画/止水壁等による浸水対策）

ウ 「テーマ3 施工業務の実施方針」の評価【15.0 点】

(ア) 事業スケジュールに沿った実現性のある工事工程に関する提案（5.0 点）

（施工体制/工期短縮/遅延リスクへの対応/関連業務との調整）

(イ) 施工品質を確保するための方策及び確認方法に関する提案（5.0 点）

（品質確保の具体的方策/品質確認の方法/品質向上のための方策）

(ウ) 近隣及び周辺環境に配慮した施工計画及び工事ステップに関する提案（5.0 点）

（近隣対策/工事ステップ/仮設計画/施設利用者の安全対策）

エ 「テーマ4 地域貢献」の評価【10.0 点】

(7) 厚木市内企業への発注予定額の提案 (5.0 点)

事務局が算出します。

市内企業への発注や市内調達の実施について、具体的な項目とそれぞれの発注予定金額並びに履行確認方法を評価します。

なお、施工業務に関する市内企業への発注金額は、一次下請けまでとし、一次下請け金額が市外企業の場合に限り、二次下請けまでの発注金額を食わたることができるものとします。

採点方法は、次の算出式による評価点（小数点第2位を四捨五入）とします。

ただし、履行確認方法の記載がない場合は評価しません。

$$5.0 \times [(\text{当該提案発注予定額}) / (\text{最高提案発注予定額})]$$

(4) 地域貢献に関する提案 (5.0 点)

(周辺地域への配慮・協力/役務・サービス等による地域への貢献)

オ 採点方法

エ (7) を除き、各委員の持ち点は 60.0 点とし、技術提案書の内容を踏まえ、各配点に次のウェイトを乗じた点数をもって採点し、全委員の点数の平均点を評価点（小数点第2位を四捨五入）とします。

ただし、いずれかの委員が「不十分」と評価した項目があった場合は、その他の項目の評価点にかかわらず失格とします。

評価	評価のウェイト
A：極めて優れている	1.0
B：優れている	0.8
C：良好	0.6
D：一般的	0.4
E：不十分	0.0

(4) 価格提案の評価（配点）【10.0 点】

ア 評価点の算出

(7) 次の算出式による評価点（小数点第2位を四捨五入）とします。

$$10.0 \times [(\text{最低提案価格}) / (\text{当該提案価格})]$$

(4) 価格提案は、発注者が採用を認めた V E 提案を含めた次の算出式による価格とします。

$$\text{価格提案} = \text{概算工事費} - \text{採用 V E 金額}$$

(4) 価格提案が提案上限額以上の場合、失格とします。

3 用語の定義

本評価要領における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 庁舎

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第2号様式 別紙 の建築物の主要用途一覧の用途番号（以下「主要用途一覧用途番号」という。）08470 事務所における庁舎とします。

(2) 図書館

主要用途一覧用途番号 08140 図書館その他これに類するものとします。

(3) 展示施設

主要用途一覧用途番号 08150 博物館その他これに類するもの又は 08152 美術館その他これに類するもの並びに 08560 展示場（ただし、住宅展示場等は含まない。）とします。

(4) 業務施設

主要用途一覧用途番号 08470 事務所とします。

(5) その他の施設

主要用途一覧用途番号 08020 長屋、08030 共同住宅、08470 事務所、08490 自動車車庫及び 08500 自転車駐車場以外の用途等とします。

(6) 複合施設

3用途以上の用途の異なる複合施設とし、用途としては、業務施設とその他の施設（住宅を除く）が複合化された施設とします。

事業者選定スケジュール（案）

※事業の進捗により変更の可能性があります。

1	令和4年10月25日	庁内	契約制度等検討委員会 （公告資料の確認）
2	令和4年10月27日	特定委	第1回（公告資料の確定）
3	令和4年10月28日以降	庁内	契約制度等検討委員会 （公告資料の承認）
4	令和4年11月1日		公告
5	令和4年11月1～8日		参加表明書 質疑提出
6	令和4年11月16日		参加表明書 質疑回答通知
7	令和4年11月17～29日		参加表明書等 提出
8	令和4年12月上旬	特定委	報告（参加表明書等の提出結果）
9	令和4年12月5日		資格審査 結果通知
10	令和4年12月6日～12日		技術提案書及びVE提案 質疑提出
11	令和4年12月22日		技術提案書及びVE提案 質疑回答通知
12	令和5年 1月17～23日		VE提案書 提出
13	令和5年 1月30～31日		VE提案書に関するヒアリング
14	令和5年 2月上旬	特定委	第2回（VE提案採否結果の共有）
15	令和5年 2月10日		VE提案の採否結果通知
16	令和5年 2月20～28日		技術提案書等 提出
17	令和5年 3月8日	特定委	第3回（技術提案書の共有）
18	令和5年 3月14日	特定委	第4回（ヒアリング、受注候補者及び次点候補者の特定）
19	令和5年 3月中下旬	庁内	契約制度等検討委員会 （受注候補者、次点候補者の承認）
20	令和5年 3月下旬		受注候補者、次点候補者 通知
21	令和5年 4月下旬		事業協定の締結 設計業務の委託契約
22	令和5年 6月上旬		施工業務1の工事請負契約
23	令和5年 7月下旬		施工業務2の仕様書協議 施工業務2の工事請負仮契約
24	令和5年10月上旬		施工業務2の工事請負契約